

令和5年第1回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和5年3月9日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

6番 武澤豪	7番 北上正弘
--------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長職務代理者副市長 町田寿人	副市長 木下修一
教育長 高田稔	企画総務部長 坂東孝一
市民部長 矢田正和	健康福祉部長 稲井誠司
産業経済部長 岩野竜文	建設部長 高田敬二
水道部長 大森章司	会計管理者 岩佐賢二
教育部長 森友邦明	危機管理局長 吉川和宏
企画総務部次長 森克彦	市民部次長 林英司
健康福祉部次長 小松隆	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 笠井和芳	教育部次長 佐藤正彦
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 松村栄治
土成支所長 住友勝次	阿波支所長 大塚清
水道部次長 吉岡宏	農業委員会事務局長 相原繁喜

監査事務局長 坂 東 明

財 政 課 長 大 倉 洋 二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪 尾 正

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

事務局議事総務課主任 林 穂 奈 美

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井一司君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、志政クラブ榎原伸君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） おはようございます。

今議会は市長不在の議会となりましたが、ただいま議長の許可をいただきましたので、議席番号14番榎原伸、志政クラブを代表して質問いたします。

その前に、私、けがをしてしまいましたので着座で質問させていただきます。

藤井市長から一身上の都合で辞職願が出されました。体調不良でやむなく辞任を決意したようですが、健康の大切さをしみじみ感じております。

健康といえば、私も昨年12月に新型コロナウイルス感染症にかかってしまいました。防止対策としてマスク着用などは行っていましたが、少し熱っぽいので検査をしましたら陽性でした。1週間自粛ということで議会また常任委員会を欠席してしまい、大変反省しております。私の心のどこかに自分がかからないだろうといった思い込みがあったと思います。日々の生活の中で生じる予期せぬ出来事や新たな変化に心が過剰に反応してしまって、心を疲れさせないための働き、すなわち正常性バイアスという心のメカニズムが働いたものと思っております。少し言い訳がましいんですけども、本来はこの心の平穏を守るための機能ですが、非常時に機能したとき、東日本大震災のときのように迫りくる津波に対して、この程度なら大丈夫といった過小評価につながって被害を拡大した地域もありました。こうしたことは企業や自治体にも当てはまるのではないのでしょうか。

阿波市においても、基幹産業の農業、そして医療体制、教育行政など、大丈夫といった

思い込みをしていないでしょうか。正常性バイアスが働き、迫りくるリスクに対して事前準備を怠ったり、いざというときに対応できない事態に陥っては困りますので、今回は正常性バイアスの視点に立って質問したいと思います。

1 問目の阿波市の農業振興について、1 点目は令和 5 年度予算（案）に持続可能な農業は盛り込まれているか。

我が国の農業は今肥料、飼料の高騰が止まりません。原料を海外に依存していた弱点がここに来て浮き彫りになりました。増産、規模拡大を進めてきた我が国の農政はまさに転換期を迎えております。農業は、私たちが生きていくのに必要な食料の生産だけでなく、国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、伝統文化の継承といった多面的機能を有しております。

何年か前に阿波市に移住したいという人を土成インターチェンジに迎えに行きました。その人が最初に言った言葉は、空気がおいしい。阿波市は農業が盛んですから、自然も豊かなんですよと自慢をしました。あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市を掲げる本市こそ持続可能な農業を目指すべきです。

今議会に令和 5 年度の当初予算（案）が上程されています。前年度比 3.6% 増の 19 億 8,300 万円、編成どおり執行されるかどうかは新しい市長の判断に左右される云々と徳島新聞に書かれていましたが、そのうちで農業関連予算は 2% に当たる 3 億 9,600 万円、これまで農業関連予算は 1.5% くらいで推移してきましたので、阿波市のシーリング方式のこの予算編成からすると私は高く評価をしております。と同時に、持続可能な農業への期待も高まっております。

当初予算（案）に持続可能な農業に向けた施策は盛り込まれているのでしょうか、まずお伺いします。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） おはようございます。

志政クラブ榎原伸議員の代表質問の 1 問目、阿波市の農業振興についての 1 点目、当初予算（案）に持続可能な農業は盛り込まれているのかについて答弁をさせていただきます。

現在、地球規模で人やもの、資本が移動するグローバル経済のもとでは地球規模の課題も連鎖して発生し、経済成長や社会問題に深刻な影響を及ぼします。このような中、2015 年に国連サミットで国際目標である SDGs 持続可能な開発目標が採択されております。

す。SDGsは世界中全ての国を対象にしており、共通目標として17のゴールから構成され、豊かさを追求しながら地球環境を守り、人々が暮らしていくための社会的基盤を2030年度までに達成することが目標とされております。

議員ご質問の当初予算（案）に持続可能な農業は盛り込まれているのかについてでございますが、本市におきましてもSDGsの目標達成に向けた持続可能な農業についての取組は重要なものであると認識しております。このことから、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業、いわゆる環境保全型農業を積極的に支援するため、令和5年度当初予算（案）におきましては、環境保全型農業直接支払事業について昨年度より大幅に増額した予算を盛り込んでおります。

具体の事業内容については、有機農業への取組に対して10アール当たり1万4,000円、レンゲなどのカバークロープの取組に対して10アール当たり6,000円の補助金を交付するものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） 持続可能な農業への取組は重要なものと認識していることが分かりました。環境保全型農業直接支払事業に大幅な予算をつけて、その中の有機農業への取組など具体策を上げてくれました。

国もこの持続可能な農業の実現に向けて有機農業の数値目標を掲げております。その有機農業についてお聞きをしたいと思います。

有機農業は優れた環境、経済、社会効果を有する農業生産方式で、食の安全・安心やSDGsの時流を組み入れたものであり、今世界中が環境、安全をキーワードにして有機農業に取り組んでおります。

しかし、この有機農業、また有機栽培のハードルは高いものがあります。有機農業の定義はといいますと、化学肥料や農薬を使用しない。そして、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本にして、環境への負荷をできる限り軽減すると。そして、有機農産物として消費者に販売するのであれば、有機食品のJAS規格の認定が必要となってきます。栽培に関しても、堆肥などで土づくりを行い、植付けの2年以上、禁止されている農薬や化学肥料を使用してはならない。これは栽培中も同様ですが、このように有機農業は栽培開始の2年前からもう制約があります。ハードルが高いことをご理解いただけたでしょうか。

さらに我が国は高温多湿で、一般的にはアジアモンスーン地域は有機農業には適さない。有機農業の拡大は困難との見方もあります。その有機農業を進展させるには、家族農業が多数を占める生産現場の努力だけでは難しいと思われれます。国、県、市、JAなどの農業組織の取組が不可欠です。

阿波市では、国が2050年度までに100万ヘクタールに拡大だと数値目標を定めたこの有機農業にどのように取り組まれるのか、お聞きします。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 志政クラブ樫原伸議員の代表質問の1問目、阿波市の農業振興についての再問、有機農業への取組について答弁をさせていただきます。

国は、令和3年5月に持続可能な食料システムの構築に向け、中・長期的な観点から調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷低減のイノベーションを推進するため、みどりの食料システム戦略を策定いたしております。このみどりの食料システム戦略においては、2050年までに目指す姿と取組方向の一つとして、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、100万ヘクタールに拡大することを目指すとされています。

本市といたしましても、現在策定中の第3次阿波市農業振興計画の中で、有機農業をはじめとする環境に優しい農産物づくりについて重点的に取り組むべく、未来につなぐ環境に優しい農産物づくりプロジェクトを掲げ、有機農業や環境保全型農業に取り組む人材育成、有機食材の学校給食への導入や販路の確保に向けた検討、エコファーマーや有機JAS制度、GAPの普及促進、耕畜連携など資源循環型農業の推進などの事業につきまして、国、県の施策と連携しながら取り組んでいくこととしております。

一方、プロジェクト事業の推進については、有機農業をはじめとする環境に優しい農産物づくりの技術普及、有機農業などで栽培された農産物の販路の確保、有機農業での経営成立等の課題があります。これらの課題解決に向けまして、令和5年度に協議会を立ち上げ、技術普及のためのアカデミー開催の検討、農産物の需要、販路調査や確保、有機農業と慣行農業を組み合わせた経営戦略についての的確な対策を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 樫原伸君。

○14番（樫原 伸君） ただいま答弁にありました第3次阿波市農業振興計画、これはまだ私は手にしていないのですが、人材育成から始まって耕畜連携などの事業が盛り込ま

れているようですので、しっかりと検証していきたいと思います。

我が国の農業政策の基本である食料・農業・農村基本法でも、この有機農業をどう位置づけるか議論が交わされていますが、農業立市の阿波市には答弁にもありました担い手の育成から販路の確保までの一貫した事業推進をお願いします。

そしてもう一点だけ、有機農業における肥料資源について再問させていただきます。

我が国で利用できる肥料資源の最たるものは、家畜排せつ物と下水汚泥だと思います。国は下水汚泥肥料の開発にも力を入れてるようですが、カドミウムや水銀といった有害物質の課題もあり利用拡大には至っていないようです。

そこで、これまで臭い、汚いと言われてきた家畜排せつ物が見直されつつあります。牛ふんであったり豚ふんであったり鶏ふんです。有機農業の拡大には、供給元となる畜産農家との連携は欠かせません。その畜産農家が今、飼料価格の高騰やコロナウイルス禍による需要の減少など厳しい環境が長期化し、2月の日本農業新聞の一面に北海道の酪農家、離農相次ぐと大きく記事が載っていました。酪農家の多くが努力の限界を超え、やむなく畜産を諦めざるを得ない無念さが伝わってきました。

阿波市も、合併当初は144戸の農家が畜産を営み、かつては畜産王国と呼ばれていましたが、今や75戸と減少、さらにこの上に離農が進めば地域資源を活用した循環型農業、持続可能な農業の未来が心配です。今、阿波市がやるべきことは畜産農家への緊急支援ではないでしょうか。この非常事態を乗り切る緊急支援を実施すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 木下副市長。

○副市長（木下修一君） 志政クラブ樫原伸議員の代表質問の1問目、阿波市の農業振興についての再々問、畜産農家への緊急支援について答弁させていただきます。

長引くウクライナ情勢、そして円安における飼料価格、生産資材価格の高騰など畜産経営を取り巻く状況は極めて厳しい状況にあり、その対策については喫緊の課題であると認識しております。

このような中、国は令和4年度において畜産農家の経営に資する施策として、配合飼料価格高騰緊急特別対策事業をはじめ、畜産農家を支える施策を実施しており、令和5年度においてもさらに支援を拡充していくとのことでございます。また、全農からは、令和5年1月から3月の配合飼料供給価格につきまして、令和4年10月から12月に比べ、おむね1トン当たり1,000円の引下げとの発表もあったところでございます。



議員ご質問の畜産農家への緊急支援についてでございますが、国が公表した令和2年の市町村別農業産出額によりますと、徳島県第1位である本市の乳用牛、豚、野菜の産出額を含め、総産出額は146億7,000万円と県内第1位であり、本市はまさに徳島県を代表する農業立市であります。

一方で、農業者においては飼料、肥料や資材などの物価高騰などにより、依然として厳しい経営状況に直面しているとともに、コロナ禍前からの課題であります担い手不足なども相まって、農業の継続に不安を感じるとのお話もいただいているところでございます。

こうしたことから、畜産農家を含む農業者を力強く支え、本市の基幹産業である農業の持続的な発展を図るため、令和4年度に実施した支援内容を拡充し、第2弾となる阿波市がんばる農業者応援給付金事業を市単独事業として令和5年度当初予算（案）に盛り込み、今定例会に提案させていただいてるところでございます。

今後とも、畜産農家への支援等につきましては、国、県などとも連携し、スピード感を持って対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） 木下副市長から答弁をいただきまして、農業分野にも精通されているなと感じました。

副市長、お隣の香川県では配合飼料の価格高騰などの影響を受けた畜産経営者に50万円の定額支援を行っております。ただ、これはあくまで県なんですけども。阿波市では国の緊急支援に加えて今年度に続いて、阿波市がんばる農業者応援給付金事業を市単独事業として1億3,000万円計上しているところご答弁がありました。阿波市の場合は、全ての農業経営者を対象としているので香川県並みとはいかないかもしれませんが、支援内容を拡充してとありましたので、今経営難にあえぐ農家には大変ありがたい救済措置だと思います。

木下副市長、お願いがあります。この予算（案）は可決されると思いますので、新年度早々に受付を開始していただいて一日も早く農家の方に支給されることをお願いして、2問目に移ります。

地域医療体制についてお聞きしたいと思います。

自分の不注意でこの1月にアキレス腱を断裂してしまいました。患者の視線に立って阿波市の医療体制について質問いたします。

医療機関は医療法によって様々な規制があるようですが、今の医療法では病院の開設には都道府県知事の許可が必要となっていますが、これは私も知りませんでした。20床以下の病院を開設する場合は届出のみでよく、許可は不要とのこと。その結果、我が国は自由開業医制を基本として民間の医療機関主体で医療が提供されてきました。

それが1985年、37年ぶりに医療法が改正をされ、医療計画の導入と同時に医療圏という概念も導入されました。医療圏は、1次と2次そして3次に分けられて、1次医療では一般的な疾病の診断、治療に対応すると、2次医療は疾病予防から入院、治療までの一般的な治療を提供、3次医療は高度で先端の医療、精神や感染などの先進、専門的な医療の提供を指します。これは、地理的には1次医療圏は市町村、2次医療圏は人口20万人くらいの区域、エリアです。3次医療圏はといいますと都道府県単位を指すそうです。

冒頭でも言いましたが、1月にけがをしまして、すぐ近くの病院で診察を受けて紹介状を書いてもらい、吉野川医療センターで手術、2週間経過観察で入院しました。そして、今は地元の阿波病院でリハビリ治療を受けています。

今回、2次医療圏における機能分担を経験したからこそ、徳島県において東部医療圏に位置する阿波市の医療体制、そしてその課題についてお聞きしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 志政クラブ樫原伸議員の代表質問2問目、地域医療構想についての1点目、医療体制の現状と課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、県が策定をしております第7次徳島県保健医療計画で保健医療圏が設定され、区分といたしましては、かかりつけ医等日常生活に密着した市町村域の1次保健医療圏、健康増進から入院医療を含む身近な治療、療養、在宅医療等に対応する1.5次保健医療圏、比較的高度な診断、治療を含む包括的な医療提供体制の整備を進める2次保健医療圏、専門的、特殊な保健医療サービスを提供する3次保健医療圏に区分をされています。

また、2次保健医療圏域は東部、南部、西部の圏域に分かれており、本市は徳島市、鳴門市、吉野川市、佐那河内村、石井町、神山町と板野郡の5町で構成される東部圏域に位置づけられています。

次に、本市の医療体制を担う医療機関には、令和5年2月末現在で病院が3か所、診療所が21か所、歯科診療所が19か所開設され、常勤の医師数につきましては33人、常勤歯科医師は30人となっています。市全体の病床数につきましては232床で、このう

ち急性期病院を退院後に在宅復帰に向けて経過観察やリハビリ等を行う機能を持つ回復期病床数につきましては60床となっています。

そして、在宅生活に復帰後は、在宅医療や介護を受けられる環境を整備することが重要であり、地域包括ケアシステムの構築が不可欠となります。本市では、在宅医療と介護を一体的に提供するため、地域の医療、介護関係者等の連携を推進する事業をJA徳島厚生連阿波病院に委託をしております。この事業では、在宅医療介護連携相談窓口を設置するとともに、医療職と介護職の研修を通じて相互関係づくりを進め、入退院連携シートを活用し、入退院の際の病院と介護支援専門員の連携強化を図っています。

今後は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題や疾病構造の変化等により、求められる医療もそれに合わせた形で変化する中で、在宅医療等の需要が増すことが想定されます。このような状況から、在宅医療を推進するに当たっては、医療サービスや介護サービスだけでなく、住まいや移動、食事、見守りなど生活全般にわたる支援を考えていく必要があります、それぞれのサービス提供体制を構築していくことが重要となってまいります。

加えて、サービスの提供体制を維持、向上させていくためには、医師の高齢化等に伴う医師数の確保や看護職員をはじめ、介護職員も含めたマンパワーの確保などについても今後解決しなければならない課題であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） ただいまの答弁で県の医療構想では1.5次の医療圏というものがあることが分かりまして、ありがとうございます。

私は今回病院数であったり、病床数、これが阿波市から見たら多いのか、少ないのか、その辺のことが知りたかったのですが、どうも人口比の基準みたいなものがないようですので、ただ答弁の中ですごく阿波市も充実に向けて努力してくれてるのが分かりました。

今、超がつく高齢化社会を迎えて、地域という観点から医療を捉える地域医療という概念が非常に重要視されるようになり、自分の住む町の医療体制が非常に気になり始めました。我が国のように医療の国営化が進んだ国では、巨額の公費を投資、投入しているわけですから、受益者負担に応じた恩恵を最大とすべきと考えます。医師の確保や看護職員、介護職員を含むマンパワーの確保を図っていただいて、医療の充実に向けて一層の努力をお願いいたします。

次に、病院側の立場に立って質問、提案したいと思います。

我が国の医療はさきにも言いましたが、自由開業医制を方針としてきましたので、市内の医療機関、互いに競争する病院が個々に医療を提供しております。人口減少が続く阿波市においても、患者というパイは小さくなるわけですから、今後経営的には厳しい局面が予想されます。

そこで、市民も地域医療体制の維持に向けて、かかりつけ医を登録してはどうでしょうか。健康に関することを何でも相談できる上に、最新の医療情報を熟知して必要なときには専門医や専門医療機関を紹介してくれる医師、こうした身近で頼りになる医師を登録するかかりつけ医制度を市として推進してはどうでしょうか。市のお考えをお聞きします。

また、同じく通告しておりました医療機関連携の推進については現状理解できてますので、質問は割愛させていただきます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 志政クラブ樫原伸議員の代表質問2問目、地域医療構想についての再問、かかりつけ医制度、医療機関連携への推進についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にありましたように、かかりつけ医は健康に関することを何でも相談できる上、必要なときには専門医や専門医療機関を紹介してくれる身近で頼りになる存在であり、全ての世代の方をサポートしていただけるため、かかりつけ医を持つというかかりつけ医制度は地域医療の基礎を支える大きな役割を果たしています。

本市ではこのようなかかりつけ医制度が浸透するよう、毎年国保加入世帯を対象に国保だよりと一緒に、かかりつけ医を持ちましょうという内容の入ったパンフレットを郵送しています。

今後も、本市といたしましては、かかりつけ医制度の普及に努め、市民の皆様が身近な地域で安心して医療が受けられるよう努めるとともに、かかりつけ医は地域医療の中で不可欠であり、役割も明確化されていることから、引き続き市医師会をはじめ、地域の医療機関等と情報を共有し、連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 樫原伸君。

○14番（樫原 伸君） 阿波市でもこのかかりつけ医制度を地域医療の中で不可欠であると位置づけているようです。

恐らく子どもさんを持つ世帯などではかかりつけ医を持つか、決めている割合は多いと思いますが、制度としてあまりまだ定着していないように思いますので、阿波市としても制度の明確化であったり、医師と患者の相互理解に向けて一層の努力をお願いいたします。

もう一点、1問目の医療体制の答弁の中にありました阿波病院にスポットを当てて質問いたします。

阿波病院は、昭和23年開設、昭和41年に全面改築され、現在では7つの診療科と稼働病床96の総合病院です。平成26年、地域包括ケア病棟を開設して患者さんの自宅復帰を支援し、訪問介護により自分の住み慣れた場所で安心して暮らせるよう在宅医療を支援しております。また、今では阿波市唯一の透析医療機関として地域に根差した医療提供を行っております。その阿波病院に入院してみて、人間愛と誠意を持って医療を行う、こうした理念を掲げ、信頼される病院を目指していることがよく分かりました。ソフト面は高く評価できますが、ハード面に関して言わせてもらえば、老朽化が進み、全体的に暗いというイメージが強く、一部しか耐震化できていないことから、早く建て替えをすべきというのが率直な意見です。

その阿波病院が令和元年、厚生労働省の地域医療構想に関するワーキンググループから再編統合の必要な病院として実名公表され、市民の間に不安が広がりました。私は、令和2年の第3回議会でそのときの新聞を片手に、阿波市はこの阿波病院をどのように捉えているのか、そして今後の在り方についても質問いたしました。当時の町田副市長は、阿波病院についてこのように答弁されました。吉野川医療センターの分院的な役割を担い、急性期は吉野川医療センター、回復期は阿波病院、そして自宅へという一連の医療提供等地域包括ケアシステムや、隣接する阿北特別養護老人ホームへの医師の回診などの貢献度からしても阿波病院は地域住民にとってなくてはならない病院との認識を持っていると、その必要性を機会あるごとに主張していくと。間違いありませんよね。

徳島厚生連では、令和2年にこの阿波病院再編検討委員会を立ち上げて、その中で阿波病院を阿波市唯一の公的病院と位置づけ、存続の方向で意見の一致を見たようです。徳島厚生連では、ベッド数を減らしての新築案と増改築案の2案に絞ってランドデザインを描いていると聞きました。地域医療の拠点病院として貢献度の高い阿波病院の再建に対しどのような支援をしていくのか、この阿波病院再編検討委員会のメンバーである市長職務代理人町田副市長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 市長職務代理者町田副市長。

○市長職務代理者副市長（町田寿人君） 志政クラブ樫原伸議員の代表質問の2問目の再々問、地域医療の拠点病院である阿波病院の再建計画について答弁をさせていただきます。

樫原伸議員も今言われましたように、阿波病院は令和元年9月に厚生労働省が公表した公的病院のうち、2025年を見据えた持続可能な医療体制の構築に向けた病床の機能分化と連携を進めるための構想である地域医療構想の対象として、再編・統合等の再検証が必要であるとされたところであります。

それを受けまして、本市をはじめJA徳島厚生連代表理事、地元JA組合長、阿波市医師会会長、徳島県保健福祉部感染症・疾病予防統括監など11名で構成された阿波病院再編検討委員会において再編に向けての検討が進められております。近いところでは、令和4年3月に開催された第3回阿波病院再編検討委員会では阿波病院再編計画の素案が示され、再編に向けた方向性、地域医療への対応、施設整備の考え方などが議論されたところ です。

議員のご質問にもありましたように、阿波病院は昭和23年の開設以来、地域の中核病院として市民の健康と安全・安心を支える役割と使命を担いながら様々な取組を行い、平成26年からは地域包括ケア病棟を開設し、在宅復帰に向けたサポートにより在宅医療を支える地域の拠点となっております。また、透析医療機関として、地域に根差した医療を提供しているとともに、急性期を担う病院との連携強化により機能分担を図るなど重要な役割を果たしております。

一方で、医師の高齢化、医師不足の状況や施設の老朽化など、ソフト、ハード両面の課題があるとも認識しております。今後は、このような課題等に対して具体的な再編に向けての議論が行われると考えております。本市といたしましても、阿波病院が市内唯一の公的病院の役割を担い、地域にとって必要な病院であることは十分認識しており、引き続き阿波病院再編検討委員会において、再編に要する費用をはじめとする課題について十分検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 樫原伸君。

○14番（樫原 伸君） どうも。この病院再建問題ですけども、徳島厚生連でも阿波市同様、物価の高騰で当初の見込みよりも建設予算が膨らみ、財源という課題に直面してい

るようですが、阿波病院は病気やけがを治すだけでなく、地域の暮らしを守ってきた病院であり、市民の約7割が利用する公的病院ですので、できるだけの支援をお願いして、3問目の質問に移ります。

阿波市の教育について、教科担任制の取組についてお聞きします。

これまでほとんどの小学校では、学級担任制で授業が行われてきましたが、グローバル化やデジタル化が進み、今の子どもたちは英語やプログラミング教育が必修化となり、多様化、高度化が進む小学校教育では2022年度、今年度から小学校高学年における教科担任制がスタートしました。

これは、私は教育に門外漢ではありますが、メリットは浮かんできます。教師の専門性を生かした授業が受けられる。当然同じ授業を複数のクラスで行うのですから、教え方も磨きがかかり質の高い授業が行えることから、児童の学力向上が期待できます。授業を担当する教師が複数のクラスを持つことで、児童も相談できる教師が増えるというメリットもあると思います。

さらに、皆さんも経験があると思いますが、中学校に進学して英語、数学といった教師が授業ごとに替わる、こうした環境変化に順応できる生徒もいるでしょうけど、戸惑う生徒もいると思います。こうした中1ギャップの解消にもつながるのではないかと思います。

そしてもう一つ、学級担任制で行っていた各授業の準備であったり、テスト採点が必要でなくなり、残業を減らすことができれば教師にもゆとりが生まれます。社会問題にもなっている教師の働き方改革にもつながる制度だと思います。

ただ、このようにメリットがある一方でデメリットもあるとは思いますが、阿波市の小学校高学年では教科担任制で授業が行われているのか、お聞きします。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 志政クラブ樫原伸議員の代表質問の3問目、2022年度導入の教科担任制の取組について答弁させていただきます。

文部科学省では、義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方に関する検討会議の意見を踏まえ、小学校高学年からの教科担任制を導入することを示し、専門性を生かした教員によるきめ細やかな指導の充実を検討しております。優先的に専科指導の対象とする教科には、外国語、理科、算数及び体育が示されております。

本市においても、県教育委員会から教科担任制の専科に対する加配が行われている学校

もあり、外国語、理科、算数及び体育で教科担任制が行われております。具体的には、専科の教員が授業を行う場合や複数の教員で連携して授業を行う場合があります。

メリットといたしましては、ただいま議員のご説明にもございましたところで、かなり重なるところがございますが、専門的な教科の指導力の向上とその授業を受ける児童の学力向上が期待できること、また教科担任制である中学校の生活に慣れることができること、そして担任だけではなくて複数の教員が授業に入るため、より多面的に児童に対する理解が深まること、さらには授業研究や授業の準備等が少なくなるため、教員の働き方改革につながるということなどが考えられます。デメリットといたしましては、専科教員の不足や時間割調整、教員間の授業の進度等の連携がより必要となること、そのほか担任の児童と過ごす時間が少なくなることなどが挙げられます。

市内の各学校におきましては、これまでも音楽の得意な教員が音楽専科をしたり、家庭科や図画工作、体育等でも担当授業を取り替えたりして授業を行ってきました。また、市独自には英語講師を配置し、学級担任がより専門的な学習指導ができるようサポートしております。

今後も、文部科学省や県教育委員会の教科担任制の加配を活用し、市独自の英語講師等も組み合わせて、児童にとってより深い学びとなり、教員の専門性の向上や働き方改革につながる取組を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） ただいま教育長のほうからご答弁いただきまして、外国語、理科、算数といった対象教科に対する加配が行われた学校では追加型での授業が行われていて、それまでも阿波市の教育委員会としては家庭科、図画工作や体育などでは担当授業を取り替えるという、授業交換型で行われてきたようです。

教育長、私はこの問題は文部科学省が共通テストを全国の教育委員会に実施したのではないかと考えております。出題された問題は教科担任制の進め方で、高田教育長の回答は加配要望にも恐らく限界があるので、追加型と授業交換型を組み合わせる、いわゆる阿波市独自の方法を用いて授業を行いますと。非常に採点結果が気になるんですけども。

何度も申し上げますけども、教科担任制は小学校の教師一人一人の負担を軽減させ、授業の質の向上や働き方改革に大きく影響しますので、今の授業方式に満足せず、創意工夫を凝らして教科担任制をもっともっと発展させてもらいたいと思います。



それでは、最後の質問に移ります。

市政運営についてお聞きしたいと思います。

2月15日、藤井市長から辞職願が出され、翌々日の臨時会で議会の同意により辞職が決議をされ、市長不在となりました。選挙管理委員会からは3月20日に選挙説明会、4月16日に告示、4月23日に投開票、このような日程が示されました。今日の時点で立候補者は誰も出ていないようです。市政は継続が原則で、空白は許されません。

藤井市長がこれまで先頭に立って取り組んできた新ごみ処理施設建設問題をはじめ、課題山積の市政運営を、誰よりも行政経験豊富で、誰よりもこの阿波市を愛する市長職務代理者町田副市長に託したいと考えております。

副市長の市政運営へのお気持ち、思いをお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 市長職務代理者町田副市長。

○市長職務代理者副市長（町田寿人君） 志政クラブ樫原伸議員の代表質問の4問目、市政運営について答弁をさせていただきます。

先月の2月17日、体調不良により藤井市長が辞職され、私は翌18日から市長の職務代理者として木下副市長、そして高田教育長、特別職をはじめ職員全員と力を合わせながら、誠心誠意市政運営に努めているところであります。今私に課せられた使命は、新市長就任までの間、市政にいささかの混乱や低迷を招くことなく、一日たりとも市民サービスの低下を招くことのないように健全な市政運営を継続することであると考え、日々公務に鋭意取り組むこととしております。

さて、来月より阿波市が誕生して19年目になります。その間、初代、故小笠原市長、2代目の野崎市長、3代目の藤井市長が十分汗を流しながら現在の阿波市政を構築しております。そういったことで、新市長におきましては、しっかりとそれらを引き継いで阿波市を1歩でも2歩でも前に進めなければならないと思っております。

先ほどの志政クラブ樫原伸議員の私に対する評価は大変ありがたく、身に余るお言葉をいただきました。そして、ご質問の市政運営への思いにつきましては、私への評価と期待に心より感謝をしながら、市議会議員の皆様、各種団体、並びに関係者の皆様のご支援、ご協力が得られるのであれば、前向きな判断をさせていただきたいと考えております。

ご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。（拍手）

○議長（笠井一司君） 樫原伸君。

○14番（樫原 伸君） 前向きに検討しますと、このような答弁を聞かせていただき、

大変心強く受け止めました。一日も早く職務代理者という役職を外して、この難局に立ち向かってくれることを祈っております。期待しております。

そして、最後になりましたが、この3月で退職される矢田市民部長、林市民部次長、猪尾議会事務局長、吉川危機管理局長、岩佐会計管理者、大変お疲れさまでした。特に猪尾議会事務局長、大変お疲れさまでした。この議員になろうなんていう人は皆さん変わり者ばかりで個性も強く、局長もその調整にストレスがたまっただと思いますけども、ほかの皆さん方もまず自分へのご褒美として4月になったらのんびりと温泉旅行にでも行って、英気を養ってください。

そんな皆さんに1つお願いがあります。皆さん方は、平成17年、この合併時の激動の時代の生き証人でもありますので、これからの阿波市に対して大所高所からのご助言を賜りますようお願いをして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで志政クラブ榎原伸君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波みらい榎原浩二君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） 皆さんこんにちは。

阿波みらいを代表いたしまして、初めての代表質問をいたします。

議長、不手際なところがありましたらご指導のほどよろしく願いいたします。

質問の前に少しお時間をいただきまして、来年度の予算の中に阿波市ががんばる農業者応援給付金事業の予算が入っておりまして、なおかつ個人の農家は前は5万円だったんですが、今回は2万円の増額で7万円になっておりまして、農業法人は10万円が変わらないんですが、農業者にとっては非常に助かる施策だと思います。藤井前市長が、市役所1階の踊り場で、去年だったのかな、たまたまお会いしたときに、立ち話でありましたが、今度議員が言った農業者支援金第2弾やるわな、お金もちょっと増やすけんと満面の笑みで言ってくださり、今議会で予算が通ることを願っております。体調不良で退職されましたが、大変実績のある市長だったと私は思います。いろいろとありがとうございましたと私

は言います。ありがとうございました。

また、今回3月末で定年退職されます理事者の皆様方にも、不慣れで勉強不足の1回生議員、檜原浩二にいろいろ行政についてお教えいただき、ありがとうございました。特に猪尾事務局長におかれましては、議員になって何も分からない私に議員とは、行政とはとイロハのイからお教えいただきまして、公私とも大変お世話になりました。退職される理事者の皆様方、4月からも再任用で阿波市に来ていただけるとのことですので、今まで培った経験と実績、阿波市の財産であります。後輩の職員にご指導してあげてください。よろしく願いいたします。

今回、阿波みらい三浦会長より代表質問をなさいと命を受けまして、議員になって1年満たない私にとって非常に重く責任ある質問をしなくてはと今回非常に悩みました。質問するに当たって、いつもは市民の皆様方の身近な問題を質問しているんですが、今回は何を質問しようかと半月ぐらい悩んで出た結果、今回は会派を代表してのことですので、一般質問のときのように自分自身の個人的な思いは言えないなど自分なりに解釈し、今登壇しております。

長々となりましたが、ただいまより阿波みらい代表質問を始めます。

まず、ネーミングライツであります。

ふだん生活していると聞き慣れない言葉と思いますが、いわゆる命名権であります。市町村などが持っている公共の施設、阿波市でいうたらアエルワとか、その辺のグラウンドです。土成でいうたらスポーツ公園とか、そういった類いの公共の施設に名前をつけてもらってお金をいただくというビジネスモデルです。これはいつから始まったのかといいますと、約20年前、東京スタジアムが味の素スタジアム、味の素って大体の家にあると思うんですけど、その名前をつけていただいたのが始まりだそうです。ほれで、これはもうかると思い、急速に全国の自治体に広まったというのが私の認識であります。

各自治体は財源確保に必死であります。阿波市も例外ではありません。ふるさと納税では、阿波市も民間業者を招き入れてアイデアを出してもらい、財源確保に努めております。市民の皆様方から、いろんな要望があって市役所の窓口に行くんですが、必ずと言っていいほど一言目には限りある財源の中でと耳にたこができるくらい言われる。その言葉が返ってきます。これ、マニュアルがあるんかと思うぐらい返ってきますよね。

そこで1点目、国、県を除いて阿波市単独財源の収入、言ったら市民税とか住民税、それとか固定資産税、この阿波市だけの市税は幾ら入ってくるのか。それと、入ってくるん

があれば出ていくお金がありますよね。出ていくお金。それが今回は阿波市の人件費、市の職員さん、それから会計年度の職員さん、わしらの議員の報酬もあります。それを含めた金額をお答えください。

それと2点目、阿波市を家に例えて、家だったら通帳があって貯金とかしよんですけど、阿波市の貯金は幾ら、借金は幾ら、ローンは年間何ぼ払わないかのか、難しい質問を難しく説明するのが行政と私は思うので、分かりやすく端的に答弁してください。お願いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 阿波みらい樫原浩二議員の代表質問1問目、ネーミングライツについて幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の阿波市の市税と人件費について答弁をさせていただきます。

令和3年度決算における市税につきましては、35億9,000万円で、内訳は市民税14億4,000万円、固定資産税17億6,000万円等でございます。令和3年度決算における人件費につきましては33億7,000万円で、内訳は職員給与19億6,000万円、会計年度任用職員給与4億6,000万円等となっております。

次に、2点目のご質問について答弁をさせていただきます。

まず、個人の方の貯金などに当たる基金の現在高につきましては140億7,000万円でございます。次に、本市の借入金に当たる地方債の現在高につきましては、令和3年度決算では202億6,000万円でございます。このうちの約77%に当たる額が普通交付税に算入され、実質的な市の負担は48億円を見込んでおります。次に、本市の借入金の返済に当たる公債費につきましては、令和3年度決算では24億4,000万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） ありがとうございます。

今お聞きしますと、収入が約35億9,000万円、人件費が約33億7,000万円、これは阿波市単独では人件費を払ったら終わりっちゃうぐらいのレベルが分かりました。

来年度の阿波市の予算、約195億8,000万円、約160億円足りませんが、予算

(案)を見ると国、県からいただけるお金と、残りは借金というふうになっております。ほとんどの地方の自治体は国にもたれかかって成つとる状態と思うんですが、これ、何かしてもうけなあかんと思うんですよ、市も。

それで今回の命名権、いわゆるネーミングライツです。阿波市以外の状況、阿波市はまだネーミングライツをしよらんと思うんですが、徳島市が田宮の陸上競技場で462万円、年間、ネーミングライツで命名権料。あと市の図書館。阿波市にもありますからね、図書館。これは年間132万円の命名権のお金になってます。あと小松海岸になるんですけど、ドッグランっちゅうのがありまして、これが44万円。ロープウエーが220万円。ようけあるんで適当にいきますから。あと徳島の体育館、もう大分古いですけど、これは使用期間が7年間も契約を結んどんです。年間が605万円。徳島の動物園、わしは行ったことないんじゃないけど、これは550万円。いろいろ。

これは市やったんですけど、次に県のほうは鳴門の総合運動公園、大塚スポーツパークが2,200万円、1年間。あと郷土文化会館、皆さんはこれを郷文、郷文言よったけど、いつの間にやらあわぎんホールになってますけど。これはかなり古いですよ、だけど1,100万円。すごいよね、これ。びっくりしました。あとこれは蔵本球場が396万円。テニスコートが1,110万円とか。いろいろ努力してます。

これで、吉野川市のほうは、この間高校総体があるっちゅうことで、吉野川市民プラザも新しいのができて、上桜スポーツグラウンドっちゅうんも新しくできたんで、これはネーミングライツをしてやろうっちゅうことで市の職員さんが企画しまして、こんなパンフレットもくれたんですけど、吉野川市民プラザは今日本フネン何とかってなっとなと思えますが、これは330万円です、年間。330万円、これ、いただいとんですよ、お金。上桜スポーツグラウンド、上桜の前の温泉があったとこ辺りにできとると思うんですが、これは110万円。ヨコタさんが参加してくれとんですね。

あと、ネーミングライツにこれは関係あるのかな、吉野川市は公用車に横にぺたっとマグネットか何か知らんですけど貼り付けて、これを11台で11社の契約を結んで、年間3万掛ける11台やけん、33万円。ちょうど今阿波市の公用車が阿波市って書いとるぐらいの大きさです。それぐらいの大きさをぺたっと貼ったら年間3万円。吉野川市はいろいろ財源、ボートから競輪からいっぱいしよんですけど、大体これは両方で2,500万円ぐらい毎年入ってますよね。こういった感じで、皆さん財源確保に必死になってます。

今回、第2問目は、ネーミングライツの阿波市の現状と今後の取組、それとネーミングライツに適した公共施設、ネーミングライツに適したところといえば、人がようけ来るところですよね。そういうところ以外だったらあまりメリットはないと思うんで。あと公用車の有料広告掲載、以上3点の質問に答弁してください。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 阿波みらい檜原浩二議員の代表質問1問目、ネーミングライツについての再問として、幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目のネーミングライツ、命名権の阿波市の現状と今後の取組について答弁をさせていただきます。

ネーミングライツは、公共施設の所有者である自治体にとっては、命名権を売却し、施設管理費の負担軽減などが図られ、命名権を取得する事業者としては地域貢献や宣伝効果などを目的とする制度であり、スポーツ施設や文化施設のほか、道路や歩道橋、公園などを対象としている自治体もございます。

県内8市におきましては、3市が既に導入している状況ですが、本市においては現時点では導入しておりません。ネーミングライツについては、自治体において新たな自主財源を確保できる有効な施策である一方、多くの自治体では事業者との契約期間は3年から5年程度であり、比較的短期間で名称変更の可能性もあり、施設利用者に混乱を招く懸念も想定されます。このことから、ネーミングライツの導入につきましては、他の自治体の事例も参考に効果等を検証し、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目のネーミングライツに適した公共施設はあるのかにつきまして答弁をさせていただきます。

ネーミングライツは、事業者による公共施設の命名に対して金銭などの対価を自治体に支払っていただくものであり、事業者にとっては利用人数が多く宣伝効果の高い施設がよりネーミングライツの導入に適していると考えられます。現状において、本市が管理する公共施設のうち、どの施設がネーミングライツに適しているのか十分な分析ができておりませんが、今後ネーミングライツに係る検討を進める過程で導入に適する施設についても検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の公用車の有料広告掲載について答弁をさせていただきます。

市内外を走る公用車への有料広告掲載は、事業者においては動く広告塔として宣伝効果

が期待でき、自治体においては広告料による新たな財源の確保策として有効な施策と考えております。現在、本市においては公用車への有料広告掲載は導入していないところですが、今後様々な業務に活用する公用車について、どの公用車であれば広告掲載が可能であるのか、またどのような広告であれば掲載に支障がないのかなど、他の自治体の状況なども調査し、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） ありがとうございます。

ただいま答弁いただきまして、公用車の広告掲載は前向きに感じたんですが、あとはあまりでした。あまり前向きじゃないような気もしました。そんな後ろ向きな答弁を求めているんですよ。ネーミングライツはもうほかの市もしよんです。もうちょっと前向きな答弁が欲しかったです。

答弁の中で、短期の契約とおっしゃってましたが、3年から5年の契約期間でもいいんじゃないですか。先ほどの資料にあるように、県も徳島市も吉野川市も3年から5年で契約しとるんですよ。徳島県内にありますから、先例が。もう聞いて早めに実行しても悪くないと思いますよ。比較的短期での名称変更の可能性ともおっしゃってましたが、ほかの自治体は継続して契約していただけるように、比較的長く経営されていて大きな事業者と契約してます。先ほどの資料で吉野川市の職員さんは、民間企業に職員自ら営業に行って入札に参加してくださいと働きかけています。どこの自治体も財源確保に必死でございます。

ネーミングライツの最後に、町田副市長に財源確保についての考えをお聞きします。短くていいのでよろしくをお願いします。

○議長（笠井一司君） 市長職務代理者町田副市長。

○市長職務代理者副市長（町田寿人君） 阿波みらい榎原浩二議員の代表質問の1問目、ネーミングライツについての再々問、財源の確保について答弁させていただきます。

阿波市が誕生して、今月をもって18年を終えようとしております。そういった中で、合併に係る財政支援措置というのが合併特例債を除いてほとんど終了したというような状況でございます。そういった中で、本市におきまして、榎原浩二議員の言われるように、財源の確保というのは全庁挙げて取り組まなければいけない非常に重要な問題であると認識しております。

そして、それらを踏まえながら、事業の選択と集中はもとより、図書館やケーブルテレビ運營業務の指定管理者制度の導入、認定こども園の民営化といった事務事業の見直し、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の総量や配置の適正化など歳出の抑制に取り組むとともに、市独自の施策を効果的かつ迅速に推進するため、自主財源の確保に鋭意努力していく必要がございます。

このことに加えまして、市税等の徴収率の向上、未利用財産の売払いや貸付けといった遊休資産の活用、またふるさと納税につきましても返礼品を拡充するほか、令和4年度からの新たな取組といたしましては、ごみ袋やごみ収集カレンダーに広告の募集を始めております。

自主財源の確保に向けた取組につきましては、樫原浩二議員の提案のネーミングライツも含めまして、これまで取り組んでまいりました事業につきましても積極的に推進するとともに、ネーミングライツを含めた新たな手法につきましてもしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） ありがとうございます。この件に関して、小石を池に投げ込みましたから、また波紋がどこまで広がるか楽しみにしときます。

次に移らせていただきます。

スクールカウンセラーについてでございます。

聞き慣れない言葉と私は思いました。はっきり言って議員になるまで、どっかで聞いたんかどうかは分からないんですが、あまり知らなかったです。議員になったことやし、教育のほうも勉強せないかんなど思い、吉野川市の藤原議員に頼んで吉野川市のご厚意で勉強会をしていただき、ざっくりですよ、ざっくり。あまり深く分かってないんですけど、ざっくり私の分かる範囲内で質問をさせていただきます。

このスクールカウンセラーっていうのは、平成7年から当時の文部省、今の文部科学省が始めた制度らしいです。昨今、複雑化、多様化する社会でありまして、不登校、これは昔からありましたけど、いじめ、これもありましたよね。子どもの貧困、虐待、ゲーム、ネット依存、これは大人の人もなってますよね、スマホばかりなってますからね。災害、事故、事件、ヤングケアラー、ヤングケアラーっちゅうのは、これまた知らんんですけど、これは子どもが子どもを見るとか、子どもが自身の親を見るとか、そういったこ



とらしいです。こういったことで、学校だけではこういった課題への対応がもうできないと、もう無理やということ、そこで各学校に県のほうから心理士っていう資格を持った専門の人を派遣し、相談活動をしとるっていうことだと思うんです。

今現在、阿波市のスクールカウンセラーの配置状況と、その効果、今後の配置計画についてご答弁お願いいたします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 阿波みらい檜原浩二議員の代表質問の2問目、スクールカウンセラーについての1点目、現在のスクールカウンセラーの配置状況はどうなっているか、またスクールカウンセラーの効果と今後の配置計画について答弁させていただきます。

阿波市内各小・中学校のスクールカウンセラーの配置状況につきましては、各中学校区に県費でスクールカウンセラーを1名配置し、阿波市適応指導教室阿波っ子スクールには市費で1名、毎週金曜日の午前中に配置しております。

スクールカウンセラーは、児童・生徒へのカウンセリングや保護者の相談、教職員への児童・生徒の問題等についてのアドバイス等を行うなど、学校の教育相談体制により大きな役割を果たしております。また、各小・中学校で要望に合わせて活用されております。

今後の配置計画につきましては、県教育委員会への適応指導教室への配置要望を引き続き行うとともに、各校での相談も増えてきていることから、市費で1名の増員を考えています。このことで、市費での2名のスクールカウンセラーが各小学校の相談に対応でき、中学校のスクールカウンセラーが自校の生徒の相談に多く入ることができると思われます。

現状では、スクールソーシャルワーカー等も活用し、各小・中学校からの相談に対応できている状態であると考えていますが、今後も各小・中学校の状況を確認しながら、必要に応じてスクールカウンセラーの増員についても検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原浩二君。

○2番（檜原浩二君） 先ほども予算の増額と言われていましたが、お金がなかったら何もしないのがこの世の常でございます。今回は、スクールカウンセラーを雇うということに注目してみました。

今現在、県の費用で阿波市内の学校に派遣されているんですが、各校の相談も増えてき

ているので、それだけの人数では対応できない。だから市のお金を追加して採用している。今現状でしているんですよね。では、阿波市だけでなくて他市でも市費としてどれぐらいの予算を組んだらどうかと思って、これ、今日も後ろに来られてますけど、対岸の吉野川市の予算を、スクールカウンセラーの市の財源はどれぐらい出しよんかと思ひまして聞きに行きました。

吉野川市、スクールカウンセラーに出しているお金が年間461万円。461万円ですね、これ。阿波市、令和4年度、75万5,000円。これ、スクールカウンセラー、何か増額って言うてましたけど。約6倍の予算の開きがあるんです。6倍ですよ、6倍。阿波市も来年度から予算を増額と聞いていますが、1人増員して合計2人に払うのが年間92万円。子育てするのは阿波市ってなっていますが、大丈夫ですか。教育と子育ては両輪でやってもらわな困りますよ。

予算をつけてって言っても、限りある財源の中でとまた言われかねないので探してみました、財源を。ふるさと納税っちゅうんがあつて、令和3年度、今年はずっと伸びとるっておっしゃったんですが、資料を市役所のほうでもらったんですが、ふるさと納税、阿波市を応援していただきありがとうございますっつちゅうんで、納税するところも1から7つの科目がありまして、こんなふうなものに使うてほしいっつちゅうんが、住民税を納める人がひもつきっつちゅうんじゃなしに、ひもつけはないんじゃけど、簡単な緩い、こんなふうに使ってっつちゅうんがあるんですが、ほれを7項目にされてます。そのうちの1から7、あとの1から6は言いませんが、これ、7番に市長が必要と認める事業っつちゅうんがあるんです。ふるさと納税のお金を使えるんが。市長が。ほんで、令和3年度なんですけど、4,616万2,000円ございます。これは経費云々、お返し品から送料全部もろもろ入れて半分は要るんで、2,300万円、ひもつきでないお金があるんです。これで、教育のスクールカウンセラーに対して、予算の増額とふるさと応援基金を教育行政に活用できないかの質問です。どうぞよろしくお願いします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 阿波みらい檜原浩二議員の代表質問の2問目、スクールカウンセラーについての再問、現在のスクールカウンセラーの予算を増額できないか、また阿波市ふるさと応援基金を活用できないかについて答弁させていただきます。

先ほど答弁いたしましたように、来年度は予算を増額して市費のスクールカウンセラーの増員を考えています。議員ご提案のふるさと応援基金の活用につきましては、必要に応

じて活用できることから、各小・中学校のスクールカウンセラーの活用状況等を確認しながら対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原浩二君。

○2番（檜原浩二君） ありがとうございます。

予算増額って先ほどから何回か言われてますが、年間16万5,000円ですよ、16万5,000円の増額。スズメの涙っていう言葉があります。見たことはないんですが、スズメの涙ですよ、これ。ほんまちょっとです。国の教育予算はどんどん削られていますから、教育行政にも予算をつけてあげてください。市長が替われば方針も変わりますんで、そーいやいよったなあってふうにならんように、今度の新市長にもしっかり訴えてまいりたいと思います。

昼前に終わってよかったです。これで阿波みらい檜原浩二、代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで阿波みらい檜原浩二君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき坂東重夫君の代表質問を許可いたします。

はばたき坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 議席番号9番坂東重夫、ただいまからはばたきを代表して質問をさせていただきます。

最初に、阿波市の令和5年度一般会計予算（案）についてであります。

国の令和5年度予算（案）の一般会計総額は、防衛費の増加などにより114兆3,812億円で、初めて110兆円を超えて過去最大を更新しました。政府は、令和5年度予算を歴史の転換期を前に我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り開くための予算と位置づけており、国が直面する内外の重要課題への対応として、まず安全保障、外交、国内ではこども政策や地方デジタル田園都市国家構想、またGX、グリーントランスフォーメーションなどを予算のポイントとしております。

さて、本定例会に提案されている阿波市の令和5年度一般会計予算（案）の総額は、過去4番目の規模で前年度比3.6%増の195億8,300万円となっております。阿波市の財政状況は、令和3年度普通会計決算において地方債残高は約7億6,106万5,000円減の202億5,907万円、基金現在高は4億5,219万1,000円増の140億7,675万6,000円と地方債現在高、基金現在高とも改善傾向であります。

一方、財政指標の一つとして経常収支比率がありますが、この比率は財政構造の弾力性を測定する数値であり、比率が低いほど新たな財政需要に対し弾力的に対応できるとされ、令和3年の比率は91.5%と前年度から3.8ポイント改善されています。しかし、これらの経常収支比率をはじめとする財政指標の改善は、国の臨時財政対策による影響もあることから楽観できる状況ではありません。

令和5年度の財政見通しとして、歳入については、歳入の根幹である市税においては新型コロナウイルス感染症の長期化などによる深刻な影響を受け、市税収入が以前のような水準までに回復するには時間を要することが見込まれます。一方、歳出については、継続した感染症への対策や近年頻発している災害への備え、さらに原油価格、物価高騰への対応など喫緊に取り組む課題が山積しております。このため、必要とされる施策や事業を確実に遂行していくためには、限りある財源をより効果的、効率的に配分していく必要があります。

それでは、質問に入ります。

1点目の、令和5年度一般会計予算（案）の概要とポイントについて、坂東企画総務部長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） はばたき坂東議員の代表質問1問目、阿波市の令和5年度一般会計予算（案）についての1点目、令和5年度一般会計予算（案）の概要とポイントについて答弁をさせていただきます。

令和5年度一般会計予算におきましては、世界的なエネルギー、食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による景気後退懸念など、経済情勢を取り巻く状況が厳しい中での編成でありましたが、第2次阿波市総合計画後期基本計画の重点テーマである安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3本の柱に基づき、子育て世帯の支援や地域経済の回復に向けた対策を講じた結果、令和5年度一般会計当初予

算の規模は前年度比6億8,700万円、率にして3.6%の増となる195億8,300万円といたしました。

歳入予算では、自主財源につきまして、市税は微増の33億7,000万円で、基金繰入金、繰越金を増額することで前年度に比べ4億8,000万円増の67億7,000万円とし、自主財源比率が1.3ポイント改善の34.6%となっております。

依存財源につきましても、普通交付税を5,000万円増の60億4,000万円とするほか、子育て支援施設整備事業債や上水道出資債といった市債を増額し、総額を2億1,000万円増の128億1,000万円といたしております。

歳出予算では、人件費、扶助費、公債費の合計となる義務的経費につきましては、主に公債費の減少により1億5,000万円減の98億4,000万円とし、全体に占める割合も2.7ポイント改善の50.2%となりました。

インフラ整備のための投資的経費につきましては、前年度とほぼ同額の14億2,000万円を確保したものの、義務的経費、投資的経費を除いたその他の経費につきましては8億3,000万円増の83億2,000万円となりました。その他の経費の増加要因といたしましては、小倉高区配水池中継ポンプ施設整備に対する支援、徳島中央広域連合が整備する高機能消防指令センター整備に対する負担金や一部事務組合の薬品代や燃料費に対する負担金等によるものでございます。

令和5年度一般会計予算につきましては、全国的な課題でもあります少子・高齢化社会や激甚化、頻発化する自然災害、老朽化が進む公共インフラへの対応に要する経費を計上し、市民ニーズに即した施策を着実に実行するとともに、持続可能なまちづくりを積極的に推進する予算といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3本柱を引き続き施策の中心に捉え、新型コロナウイルス感染症対策、子育て世帯の支援や地域経済の回復に向けた対策を講じた予算編成であることがよく分かりました。また、小倉高区配水池中継ポンプ施設や高機能消防指令センター整備に予算を重点配分していることが理解できました。

それでは、再問いたします。

2点目の新規事業及び拡充事業の内容について、もう少し詳しい説明を坂東企画総務部長にお願いします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） はばたき坂東議員の代表質問1問目、阿波市の令和5年度一般会計予算（案）についての再問、新規事業及び拡充事業の内容について答弁をさせていただきます。

先ほどもご答弁をさせていただきましたが、令和5年度一般会計予算につきましては、重点テーマである3本の柱に基づき予算編成を行っておりますので、その柱ごとに順次説明をさせていただきます。

まず、1本目の柱である安全・安心のまちづくりでは、消防団車両の計画的な整備のほか、水道事業が新たに行う小倉高区配水池中継ポンプ施設に対し支援を行ってまいります。また、四国初の取組といたしまして、市の公式LINEを利用した住民票の写しや税証明等の請求を行うことができる環境整備、インターネット上で公共施設の空き状況の確認、予約申請が可能となる公共施設予約システムの導入に加え、郵便局でマイナンバーカードの申請手続きが行える体制整備を図り、デジタルを有効活用して、市民の利便性向上を図ってまいります。

次に、2本目の柱である活力あふれるまちづくりでは、令和4年度において新型コロナウイルス感染症対策として、がんばる農業者応援給付金事業を実施しましたが、令和5年度は個人の給付金額を5万円から7万円に増額した第2弾のがんばる農業者応援給付金事業を実施し、厳しい経営環境に直面する農業者をより強力に支援いたします。

道路整備につきましては、関連する市道整備を含めた（仮称）阿波スマートIC設置事業の工事が本格化し、市道矢松田中線改良工事につきましても令和5年度の完成に向けて整備を進めてまいります。

最後に、3本目の柱である子育て応援のまちづくりでは、令和5年度でも出産・子育て応援交付金事業に取り組むとともに、新たに3歳未満児を対象に1人当たり1万5,000円の阿波っ子応援券を配布し、子育てに必要な生活用品等の購入に利用していただくことで、経済的負担の軽減と地域経済の活性化を図ります。また、令和5年度から新たに小学生、中学生、高校生の修学旅行費の一部補助や新成人に対する祝い金制度も創設いたします。

加えて、市内全ての小学校区において専用施設による放課後児童クラブの整備を進めて

いますが、令和5年度では柿原放課後児童クラブは新築工事、一条放課後児童クラブは用地取得と造成工事に取り組むなど学習環境の整備に取り組めます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

現在の財政状況を考慮すると、市民サービスの充実を図りながら収支のバランスを取ることが重要であり、新規事業の実施、既存事業の拡充だけでは新たな財源が必要となるため、既存事業の見直しや実施方法の変更などで財源を確保する必要があります。今後におきましても、厳しい財政状況の中、国や県の取組などの動向に注視しながら、市民が真に必要な施策を着実に実行していただきますようお願い申し上げます、この質問を終わります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金についてであります。

2019年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で確認されて以降、世界的に感染が拡大し、我が国においても翌年2月25日、政府により新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が決定され、3月26日に政府対策本部が設置されました。4月7日には、新型インフルエンザ等対策措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。現在では緊急事態宣言は全面解除されており、5月8日からは感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同じ部類に引き下げるなど、感染拡大から4年目に入り、新型コロナ対策は大きな転換期を迎えております。

その間、国や県においても様々な対応を講じてまいりました。内閣府では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに地方経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、そして地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設いたしました。国の令和2年度第1次補正予算、令和2年4月30日成立、第2次補正予算、令和2年6月12日成立、第3次補正予算、令和3年1月28日成立、令和3年度補正予算、令和3年12月20日成立、令和4年度も含め地方創生臨時交付金を確保いたしております。

阿波市においては、予算編成ごとに実施計画書を国に提出し、現在まで総額約16億円弱が活用限度額と聞いております。活用分野については、阿波市の実情に合わせ、全庁挙げて事業内容を精査し、その内容は危機管理をはじめ福祉、医療、農業や商工業、また観光業の経済分野に予算配分され、阿波市の一般会計補正予算として議決され有効活用されたものや、現在事業実施のものもあります。

そこで、阿波市の令和2年度から今年度まで予算化され実績の上がっているもの、また先ほども申し上げましたが、現在事業実施しているものもあります。しかし、この感染症は過去に例を見ないものであり、計画どおりに効果のあったもの、進まなかったものもあると考えます。

そこで質問に入ります。

1点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況について、坂東企画総務部長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） はばたき坂東議員の代表質問2問目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての1点目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況について答弁をさせていただきます。

この交付金が創設された令和2年度におきましては、国からの6億3,000万円に一般財源2,000万円を合わせ、30事業、6億5,000万円の事業を行いました。取り組んだ主な事業といたしましては、子育て世帯の生活を支援するためのあわっ子応援特別給付金事業、中小企業及び小規模事業者の事業継続の支援として給付金を支給する新型コロナ対応がんばる企業応援給付金事業、全市民に対して市内飲食店や小売店で利用できる6,000円分の地域振興券を発行するがんばる事業者応援する券事業でございます。また、指定避難所や福祉避難所の感染症対策、障害福祉施設や介護保険施設の衛生用品購入助成、小・中学校の非接触体温計、パルスオキシメーター等の購入補助といった新型コロナウイルス感染症拡大防止にも取り組んでまいりました。

令和3年度では、国からの4億4,000万円に一般財源2,000万円を合わせ、30事業、4億6,000万円の事業を行いました。主な事業内容といたしましては、児童・生徒1人に1台のパソコン導入が完了し、オンライン学習に利用するプロジェクターなどを整備する家庭学習のためのICT機器整備事業、小・中学校の授業時間や児童・生徒間の距離を確保するための小・中学校空調機設置事業で、児童・生徒の学ぶ機会の確保と感染症拡大防止に努めてまいりました。そのほか、第2弾のがんばる事業者応援する券事業や、新たに創設された事業者支援分を活用し、徳島県が実施した営業時間短縮要請に応じていただいた事業者に対して協力金を交付する飲食店営業時間短縮要請協力金交付事業を実施するなど、飲食店などの事業継続支援も行ってまいりました。

令和4年度では、国からの5億5,000万円に一般財源5,000万円を合わせ、1



5事業、6億円の予算を計上し、第3弾のがんばる事業者応援する券事業をはじめ、厳しい経営状況に直面する農業者を支援するためのがんばる農業者応援給付金事業、給食食材の物価高騰に対する学校給食費支援事業、原油価格、物価高騰対策として2か月分の水道料金を軽減する水道料金支援事業や、貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援事業として使用する事業用車両の台数に応じた支援等に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

坂東企画総務部長より、詳しく交付金の活用事業の内容、事業費の説明がありました。阿波市におきましては、本市の実情に合わせた感染拡大防止、また市民生活に影響を受けている方々への支援となるような事業に積極的に活用されていると思います。

そこで再問いたします。

今まで完了している事業や現在実施している事業も含め、2点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の成果について、また新型コロナウイルス感染症については新規感染者数の減少が続いており、とくしまアラートも最も低いレベル1、感染小  
康期へと引き下げられましたが、完全な終息には至っておりません。

そこで、3点目の今後の市の対応について、併せて町田副市長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 市長職務代理者町田副市長。

○市長職務代理者副市長（町田寿人君） はばたき坂東議員の代表質問の2問目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての再問について2点質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

1点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の成果についてであります。この交付金は新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、令和2年度に創設されたものでございます。

令和2年度では、交付金の活用により手指消毒器や空気清浄機、パーティションといった基本的な感染症対策を進め、感染症発生の初期においては新型コロナウイルスの感染拡大を抑制する効果があったと考えております。

次に、G I G Aスクール構想に基づく児童・生徒1人について1台の情報機器の端末の整備につきましても前倒しで完了し、在宅でも授業が行える環境を含め、教育I C T環境の整備が加速したところであると考えております。さらに、夏休み期間中の授業や密にな

らない配席のため、小・中学校の普通教室において空調機の設置が完了したことも大きな成果の一つではないかと考えております。

他方では、交付金と同時に執行した特別定額給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金給付事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業などとの相乗効果により、子育て世帯や生活に困窮されている市民の皆様の経済的負担の軽減にもつながったと考えております。

加えて、がんばる企業応援給付金事業や飲食店営業時間短縮要請協力金交付事業といった事業を行っている方への事業の維持、継続の支援をはじめ、がんばる農業者応援給付金事業等の燃料費、物価高騰対策を行うことで地域経済への影響緩和策として一定程度の効果があったものと考えております。

次に、今後の市の対応についてであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和5年度以降の具体的な措置については、現状において国から示されておりません。しかしながら、本市におきましては、令和5年度当初予算（案）におきまして厳しい経営状況に直面する農業者を支援するため、市単独事業として第2弾のがんばる農業者応援給付金事業に取り組むなど、引き続き市民の皆さん方を支援していくとともに、今後も国や県の動向をしっかりと注視し、必要に応じて効果的な施策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁いただきました。

現在、阿波市において新型コロナウイルスワクチン接種が阿波市医師会の皆様をはじめとした多くの方々のご協力をいただき、3月1日時点でのワクチン接種率は3回目接種が87%、4回目接種が72%、5回目接種が84%となっております。このような状況の中、阿波市の地域性の有効性、効果性を十分精査され、事業の推進を実施することにより、市民生活に安心感をもたらすことができますようお願い申し上げ、この質問を終わります。

次に、阿波市における環境問題に対する取組についてであります。

昨年11月17日に、環境省主催の災害廃棄物仮置場実地訓練が阿波町北正広の有限会社大塚クリーンリネスで実施され、県内の自治体職員や県産業資源循環協会や市婦人団体連合会の会員など約150人が参加し行われました。この訓練は、徳島県を東西に横切る

中央構造線活断層帯による地震の被害を想定して、大量に発生した災害廃棄物を速やかに処理するため一時的に保管しておく仮置場の設置と災害廃棄物の受入れ手順を確認する訓練であります。

この訓練の様子を現場で私も見学させていただきましたが、災害時の初動対応や災害廃棄物の分別の重要性を再認識したところであります。災害廃棄物とは、地震、水害、台風などの自然災害によって発生した廃棄物をいいます。災害発生直後から発生する破損した家や家具類に加え、避難所ごみ、仮設トイレのし尿、片づけごみなど、様々な廃棄物が発生します。また、災害廃棄物は一般廃棄物に区分され、その処理はそれぞれの自治体が行うことになっております。的確、迅速な仮置場の設置、運営の実施、関係機関の連携体制が必要不可欠であります。

それでは、質問に入ります。

1 点目の災害廃棄物の仮置場の確保について、矢田市民部長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） はばたき坂東議員の代表質問の3問目、阿波市における環境問題に対する取組についての1点目、災害廃棄物の仮置場の確保について答弁をさせていただきます。

災害廃棄物の仮置場につきましては、災害廃棄物を一時的に集積し、分別、保管しておく場所であり、廃棄物の再資源化を図りながら効率的に処分を進めるため、その役割は極めて重要であります。

平成29年3月策定の阿波市災害廃棄物処理計画では、南海トラフ巨大地震における仮置場必要面積を災害廃棄物想定発生量などを基に推計をしており、その必要面積は9.5ヘクタールとなっております。また、徳島県災害廃棄物処理計画では、中央構造線・活断層地震による仮置場必要面積が推計されており、阿波市では14.2ヘクタールが必要とされています。そのため、災害発生時に円滑な災害廃棄物処理が行えるよう、あらかじめ仮置場候補地の検討や準備を進めておくことも重要であります。

このことから、本市では、平成29年2月に有限会社大塚クリーンリネス様をはじめとする民間会社3社と災害廃棄物の仮置場として約11.2ヘクタールの土地を提供していただく協定を締結しており、本市の市有地などを含めると、必要な仮置場面積を確保できているものと考えております。

また、災害廃棄物の円滑な処理については、仮置場の確保に加え、仮置場に災害廃棄物

を持ち込む際の分別が重要であるため、災害ごみの種類や出すときの注意点、ふだんからの備えなどを掲載した「分けたら早い！ワケハヤ術」のチラシを作成し、広報紙、市ホームページやごみ分別アプリを通じて市民の皆様に周知させていただいております。

今後におきましても、平常時から災害発生時に円滑な災害廃棄物処理が行えるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

平成26年8月に徳島県で発生した台風被害においては、被災自治体がいち早く仮置場を確保したことにより、災害廃棄物の処理が円滑に進んだということを聞いております。そのことから仮置場の確保は極めて重要であると考えます。発災時における災害廃棄物処理を迅速かつ適正に実施できるよう、仮置場の確保にしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、再問いたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、近年全国各地で大規模地震や大型台風、集中豪雨などの自然災害が次々に発生し、その都度膨大な災害廃棄物が発生しております。このことから、国は平成28年1月、廃棄物の減量、その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を定め、災害廃棄物処理計画の策定を市区町村の役割として明記されました。

本市においては、平成29年3月に災害廃棄物処理計画を策定しております。その計画の中で、今後国や徳島県から示される計画、データや訓練等の検証に基づき、より実効性の高いものにバージョンアップしていくこととし、定期的な見直しを図るとしてまいります。

そこで、2点目の阿波市災害廃棄物処理計画の見直しについて、矢田市民部長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） はばたき坂東議員の代表質問3問目、阿波市における環境問題に対する取組についての再問、阿波市災害廃棄物処理計画の見直しについてに答弁をさせていただきます。

平成29年3月策定の阿波市災害廃棄物処理計画は、南海トラフ巨大地震はもとより、

近年大型化する傾向にある台風や多発する集中豪雨などの災害から速やかに復旧、復興を進めることを目的に作成しております。また、計画策定後においても、国や県などから示される計画や各種データ、訓練などの検証に基づき、より実効性の高いものとするため、定期的に見直しを行うこととしております。

加えて、徳島県では、市町村が災害廃棄物処理計画を策定する上での道しるべとし、近年の災害を取り巻く状況変化や感染症予防対策を含む最新の事例や知見を反映させるとともに、徳島県地域防災計画などの内容との整合を図り、令和4年3月に徳島県災害廃棄物処理計画の改定が行われたところであり、これを踏まえ、令和5年度に阿波市災害廃棄物処理計画の見直しを行うこととしております。

その際には、昨年11月に仮置場の設置、運営の方法や手順を習得することなどを目的に実施した災害廃棄物仮置場実地訓練の実施結果についても計画に反映をしてみたいと考えております。

今後とも、災害発生時における円滑な災害廃棄物処理の実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

今後、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震はもとより、気候変動による豪雨災害等に対応するため、最新の事例や知見、迅速かつ円滑な復旧、復興に向けた事前復興、DX、デジタルトランスフォーメーション、GX、グリーントランスフォーメーションの視点も取り入れ、より実効性のある計画書の見直しをお願いします。

それでは、再々問いたします。

阿波市は、田園や山、川と豊かな自然環境に恵まれていますが、この豊かな環境を未来へと引き継ぐことが重要であります。

そこで、3点目の環境問題に対する取組について、町田副市長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 市長職務代理者町田副市長。

○市長職務代理者副市長（町田寿人君） はばたき坂東議員の代表質問の再々問、環境問題に対する取組について答弁をさせていただきます。

阿波市は、水と緑の豊かな自然に加え、肥沃な土地を有しており、これらの財産を未来へ継承していくため対策を進めてまいります。

最初に、生活排水対策については、本市において2地区の農業集落排水施設処理区域と、その区域外を個別処理区域に設定しております。個別処理区域では、くみ取りや単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換などに対して補助金を交付して整備促進を図っており、令和3年度末現在における汚水処理人口普及率は60.1%となっております。

続きまして、地球温暖化対策についてであります。

平成20年度に、阿波市地球温暖化対策実行計画を策定以降、阿波市が行う事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでおります。現在の第3次計画期間では、阿波市の事務事業により排出される温室効果ガスを令和5年度までに平成25年度と比べて23.2%削減する目標を掲げており、令和3年度末では目標を上回る約30%の削減率となっております。

また、新しい対策といたしまして、使用済みペットボトルにつきましては、これまでは食品トレー、繊維やペットボトルなどにリサイクルをしてみましたが、ペットボトル以外のものにリサイクルされた場合はその多くが使用後に焼却され、リサイクルできなくなってしまいます。そのため、繰り返しペットボトルからペットボトルに再生する水平リサイクル、いわゆるB to Bに令和5年度から取り組み、持続可能な循環型社会の実現を図ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、阿波市総合計画や阿波市地球温暖化対策実行計画などの各種計画、またSDGsの観点から環境問題にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

環境に対する市民の願いは多様化し、かつ高度なものになってきており、阿波市が直面している環境問題に的確、迅速に対応していく必要があります。市民がずっと阿波市に住み続けたいと思える環境づくり、そして阿波市に移住したくなる環境づくりの推進をお願い申し上げ、この質問を終わります。

最後に、阿波市のスポーツ振興についてであります。

新型コロナの流行から3年以上が経過し、ようやく社会も活気を取り戻しつつあります。こうした状況の中、昨年はカタールで待望のサッカーワールドカップが開催され、日本代表チームの活躍に感動された方も数多くいると思われまます。

徳島県では、スポーツに取り組む全国の高校生たちが各都道府県の代表として競い合う

全国高等学校総合体育大会、通称インターハイとも呼ばれる本大会が24年ぶりに四国を舞台に開催されました。総合開会式は51年ぶりに徳島で行われ、参加する選手や応援する方々にとってもスポーツの輪を広げるすばらしい機会となりました。

また、阿波市においては、本年1月4日、5日の2日間、徳島駅伝が開催され、出場した阿波市選手団は一つでも上の順位を目指してゴールへと懸命に向かい、過去最高順位となった昨年に続き、第9位という好成績を収められました。選手の皆様には勇気と感動をいただきました。さらには、先日、3月5日に第18回阿波シティマラソンが4年ぶりに開催され、市内外から646人が参加し、健脚を競いました。同時に、本市が認証する特産品の展示や販売をはじめ、地元産の野菜を使ったスープの提供など、阿波市ならではのおもてなしを提供されたと聞いております。

このように、スポーツを通じて健康、体力づくりのほかに夢や感動、達成感、ストレス解消など心身両面にわたる健康の保持、増進に大きな効果を得ています。また、阿波市の魅力を情報発信することにより、交流人口の増加にもつながることが期待できます。しかし、近年少子・高齢化や情報化の進展などにより、社会構造が大きく変化する中で、市民のスポーツに対する考え方やニーズが多様化してきております。

それでは、質問に入ります。

1点目の阿波市のスポーツ活動の現状と支援について、2点目のスポーツ施設と利用状況の成果と課題について、併せて森友教育部長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） はばたき坂東議員の代表質問の4問目、阿波市のスポーツ振興について幾つかの質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の阿波市スポーツ活動の現状と支援について答弁させていただきます。

本市のスポーツ活動は、スポーツ協会やスポーツ推進委員が中心となって各種の団体の大会や教室等が開催されているほか、スポーツ協会加盟の団体や少年団、総合型地域スポーツクラブ等が様々なスポーツ活動を活発に展開しております。

本市のスポーツ協会に加盟している団体は、各種スポーツ団体が8競技種目、53団体、917人、スポーツ少年団が14競技種目、72団体、577人で、多種多様なスポーツに触れる機会を提供する総合型地域スポーツクラブにおいては21種目、3団体、217名が活動しております。また、市内4中学校の運動部においては12競技種目、約350人の生徒が所属しております。

本市では、これらの市民主体のスポーツ団体への活動支援として、令和5年度当初予算（案）に活動補助金として全体で435万円を計上させていただいております。また、一定の要件を満たし、全国大会に出場した際には1人当たり1万5,000円を上限に出場の補助をさせていただいております。そのほかにも、ニュースポーツの普及に向け、学校や老人会、子ども会などへスポーツ推進員を派遣し、ニュースポーツを体験できる場を提供しております。

今後においても、スポーツ活動の活性化を図り、市民ニーズに即したスポーツ活動に取り組んでまいります。

次に、2点目のスポーツ施設と利用状況の成果と課題についてでございますが、本市のスポーツ施設は屋内運動場が6施設、武道館が1施設、屋外運動場が4施設、野球場が1施設、屋外テニスコートが4施設、屋外プールが1施設など様々なスポーツ施設が存在し、そのほかにも各小・中学校の体育館とグラウンド施設も利用させていただいております。

新型コロナウイルス感染症の発生以前の令和元年度の年間利用者数は、延べ人数で約29万5,000人でありましたが、新型コロナウイルス感染症発生後の令和2年度と3年度の年間利用者数は約23万人となっており、令和4年度についてはコロナ禍前の利用水準に戻ってきております。

各施設の中には、建築後40年以上経過した施設もあり、施設の老朽化等に伴い大規模改修が必要になってくる場合があります、その財源確保が課題となっております。一方、各施設においては、市民の方が安全で快適に利用していただけることが重要であると認識しており、引き続き定期的な施設点検をはじめ適切な維持管理に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

阿波市のスポーツ振興の現状がよく分かりました。

子どもの頃から様々なスポーツに触れ、体力、運動能力を身につけ、生涯を通じてスポーツに親しめる基礎を築くことが重要であります。また、親子、家族で一緒にできる機会やスポーツ活動の成果を試す機会を提供するため、各種スポーツ大会の開催、さらには市民主体のスポーツ活動の支援が必要であると考えます。引き続き、利用者の意見が反映できるような運営方法、さらなる利便性の向上に努めていただきますようお願いいたします。



それでは、再問いたします。

近年、児童・生徒の減少や体力の低下、スポーツ施設の老朽化、部活動の地域移行などスポーツ振興をめぐる様々な課題が山積しております。こうした状況の中、3点目の今後のスポーツ振興のさらなる発展のため市はどのように取り組んでいくのか、高田教育長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） はばたき坂東議員の代表質問の4問目の再問、今後のスポーツ振興のさらなる発展について答弁させていただきます。

近年、健康、体力づくりに対する市民の方の関心がますます高まる中、スポーツニーズも多様化し、誰でも気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりが求められております。

そこで、本市においては、スポーツ協会事業をはじめ、阿波シティマラソン、スポーツ少年団を対象にしたジュニア駅伝等を開催し、市民の皆様方にスポーツを身近に感じられるよう努めているところでございます。さらに、本市においては、幅広い世代の方が多様な競技種目を体験できる各種スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブが活発に活動しており、市民の皆様方がよりスポーツを楽しんでいただくために、活動内容等を広報紙やケーブルテレビで情報発信を行い、運動する場を提供していきたいと考えております。

また、スポーツ庁提言の運動部活動の地域移行につきましては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じた対応を目指すこととなっております。本市においても、来年度から地域移行検討協議会を立ち上げ、議論を進めてまいりたいと考えております。部活動の地域移行に関しては、運営主体の問題、指導者の確保の問題、運営費の問題等多くの課題がありますが、学校、地域団体と連携し、子どもたちが多様なスポーツに親しむことができる環境整備を目指し、組織づくりについて検討してまいりたいと考えております。

今後も、市民の方が生涯にわたって年齢や体力に応じたスポーツ活動に対応できるスポーツ施設を含めた環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

スポーツ振興施策のさらなる発展、充実を図ることはもとより、スポーツによる健康増

進、地域活性化の向上等の新たなスポーツ施策を推進していくことが大切であります。

地域の公共スポーツ施設は、阿波市において整備が進められていますが、身近で利用しやすく、親しみやすいスポーツ施設の不足感は大きいと感じます。子どもから大人まで全ての市民がそれぞれの状況に応じてスポーツ活動に参加できるよう、その環境を整備していくことが市の役割であると認識しております。

そこで、再々問いたします。

スポーツコートをはじめ、トレーニング室、フィットネスやダンスなどが楽しめる、4点目の多彩な設備が充実した総合施設の整備について、高田教育長の考えをお聞きします。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） はばたき坂東議員の代表質問の4問目の再々問、多彩な設備が充実した総合施設の整備について答弁させていただきます。

社会環境が変化する中、スポーツの果たす役割は、健康、体力増進、維持だけでなく、生きがいつくりや世代間の交流促進、地域コミュニティの活性化など、スポーツに親しむ環境を充実させることは重要であると認識しております。

議員ご提案の総合施設の新設につきましては、厳しさを増す財政状況もあり、現時点においては整備計画はございません。本市には、社会体育施設が17施設あり、小規模ではありますが、多様な施設をご利用いただいております。

今後も、阿波市公共施設個別管理計画に基づき、年次的に大規模改修工事や適切な維持管理をし、安全・安心な体育施設を確保しているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

今後、スポーツ施設の老朽化や市民のスポーツニーズの変化等を踏まえ、施設面の充実や市民のスポーツ活動の活性化を図る必要があると考えます。厳しい財政状況ではありますが、補助金や有効財源を活用するなど創意工夫を凝らして財源確保を図り、交流人口の増加、阿波市の活性化に向け、本市のスポーツ振興の中核となる施設、する、観る、支えるの多様なスポーツへの参加の機会を提供する施設の検討をお願いいたします。そして、誰もが安心してスポーツができる施設の環境整備をお願い申し上げます。

最後に、本年3月限りで定年退職される矢田市民部長、吉川危機管理局長、岩佐会計管理者、猪尾議会事務局長、林市民部次長の5名の方々には、長い間お疲れさまでございました。今後は体に気をつけ、ますますのご発展とご活躍をお祈り申し上げ、私の全ての質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これではばたき坂東重夫君の代表質問が終了いたしました。  
暫時休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番吉田稔君の一般質問を許可いたします。

16番吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） それでは、16番吉田稔でございます。一般質問をさせていただきます。

お手元にある案内書には、森林環境譲与税についてと質問していますが、本来森林環境税と一体となったものでございます。温室効果ガス削減に関する世界的な取決めであるパリ協定が2015年に採択されています。そのこともあって、日本では地球温暖化防止、国土の保全や水源の涵養、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、2019年3月に森林環境税及び森林環境譲与に関する法律が国会で成立しました。

森林環境譲与税は、2019年度、令和元年度から既に前倒しで市町村や県に交付が始まっています。森林環境税は、2024年度、令和6年度から市町村民税均等割を払っている国民に年額1,000円が課税され、国内では約6,200万人が対象者となるとされる重要な税制度でございます。

そこで、本市では、森林環境譲与税の予算は幾ら交付され、どのように使われているのか、また今後の活用方針はどのように考えているのか、産業経済部長にお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 吉田議員の一般質問の1問目、森林環境譲与税についての1点目、本市では森林環境譲与税の予算は幾らで、どのように使われているのか、また

今後の活用方針はどのように考えているのかについて答弁をさせていただきます。

平成31年4月にパリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るために、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されています。

そのうち、森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、市町村や都道府県に対して私有林人工林面積や林業就業者数、人口による客観的な基準で案分され、令和元年度から譲与をされています。この森林環境譲与税は、市町村における森林整備の財源として間伐等の森林整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備の促進に関する施策に充てることとされています。

まず、議員ご質問の森林環境譲与税の予算は幾らで、どのように使われているのかについてでございますが、本市の森林環境譲与税につきましては、令和元年度に612万8,000円、令和2年度に1,302万2,000円、令和3年度は1,158万3,000円の譲与を受けています。

また、森林環境譲与税の用途につきましては、新たな森林管理システムの円滑な実施を目的に徳島県や関係市町村、森林づくり推進機構などで設立した徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会において、これまで森林所有者への経営管理に関する意向調査や森林境界の明確化、山地災害等の予防を目指した間伐等の森林整備を行うなどのほか、市におきましても土柱周辺の松林保全のための森林病虫害防除などに活用しています。

次に、今後の活用方針はどのように考えているのかについてでございますが、これまで取り組んできた事業は継続するとともに、災害防止、地球温暖化防止など多目的な環境保全としての森林整備を行い、木材利用の促進や普及啓発、間伐や林道の維持修繕など幅広く森林整備に向けた施策に取り組みたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。

阿波市でも森林関係にかかる予算は今まで少なかったと思います。しかし、森林環境税を国民にかけるようになりますと、市にいただける森林環境譲与税も今まで以上に増えてくると思います。今後は、森林所有者や森林組合とも相談しながら、間伐等の森林整備、林道の維持修繕、木材利用の促進、植林等、山村振興に寄与していただきたいと思えます。よろしくお願いたします。これで第1問の質問は終わらせていただきます。

次、第2問、ACNの危機管理についてでございます。

実は2月10日金曜日、夜の11時頃だったんですが、テレビが急に消えました。うちのテレビが故障したのかなと思って1時間か2時間ぐらいしてスイッチを入れるんですが、やはりつかないんです。これはケーブルがひょっとしたらどっかで外れたのかな、うちの壁についてたのが落ちたのかなと思ったりはしてその晩は仕方なく寝たんですが、次の日の朝、近所にテレビ映ったでっていう話が方々で広がりまして、映らんなあって言ったら、うちもじゃってということで、これはテレビが壊れたんでなしに光ケーブルのほうで何か不具合があったんだろうということで、皆仕方ないなということで、昼ぐらいまでそんな話はあちこちで飛んでおったんですが、土曜日でございますので、次の日は市役所へ電話された方が何軒かおられまして、実は家屋火災によって光ケーブルが溶けて遮断されたらしいということが、昼ぐらいになってようやく分かってきました。知らない方、地域でまだ交流があまりない方にとっては2日目の夜までテレビが映らない理由が分からなかったようでございます。

これは火事で人に被害はなく、母屋も残って、納屋とビニールハウスが燃えただけでまだまじだったんでございますが、お見舞い申し上げるところでございます。

光ケーブルが遮断するというのは、ちょうどこれは県道ぶちでございますので、光ケーブルの幹線が通ってるそうでございます。大型トラックが電柱に当たって電柱が折れても同じような断線をする心配もございまして、台風で木材が線にかかっても切れる可能性もございまして。今後災害のときにこの光ケーブルが果たして役に立つんだろうかという心配がされました。昔の防災無線のほうで電波が飛ぶので、こういう場合はいっそよかったのかなっていう話まで出ておりました。

最初、土曜日だったので市役所職員も日直以外は皆休んでおられたので案内が届かなかったのかも分かりませんが、ちまたでは、これ、街宣車、広報車が出てくれれば分かったのかなと。原因が分からんというちょっと怖い面もございまして。もしものときに危機管理は大丈夫かなというような話が、大分ちまたで起こりました。

そこで質問でございます。

先月2月、阿波町の家屋火災により近接する光ファイバー幹線が焼失し、20時間余りACNが使用不可能となりました。危機対応は十分だったのか、また今後の対応に何か生かされるのか、質問いたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 吉田議員の一般質問 2 問目、ACNの危機管理について、先月 2 月、阿波町の家屋火災により近接する光ファイバー幹線が焼失し、20 時間余り ACN が使用不可能となった。危機対応は十分だったか、今後の対応に何か活かされるのかとのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にありますように、先月 2 月 10 日深夜に発生しました建物火災の影響により、火災現場の上空にある本市所有の光ファイバー網の 172 芯ケーブル 1 本及び 200 芯ケーブル 1 本、計 2 本の幹線が焼け切れ、阿波町の一部の地域で約 1,310 世帯のテレビ放送、音声告知機等のサービスが最大 20 時間にわたり停止いたしました。

本市では、深夜に不具合の一報を受け、指定管理者と連携し、指定管理者コールセンターにて火災による停波のアナウンスを行うとともに、消火活動及び現場検証が終わる早朝を待ち、即座に復旧に向け作業を開始いたしました。また、市民の皆様へ障害内容の迅速な周知を行うため、昨年 4 月に開設しました阿波市公式 LINE を利用した情報発信のほか、屋外拡声機を用いた広報、加えて阿波市ケーブルテレビ ACN のホームページにて復旧の案内をさせていただきました。

今後の対応につきましては、スマートフォンをはじめとする無線通信手段を持っていない方への災害や障害の際の周知方法としまして、広報車を巡回させた障害状況の伝達を行うとともに、より早期の復旧が可能となるよう体制の強化に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16 番（吉田 稔君） まさに危機管理ができるかどうかという様な案件でございました。屋外の拡声機もあるんでございますが、やはり光ケーブルから行ってますので、それもストップしてしまうということですね。

次の日の夜の 8 時ぐらいに阿波市ケーブルテレビのほうから修繕が終わりましたっていう案内がございました。長い時間ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでしたという案内がございました。しかし、この ACN が復活するまでは地域の方、ほとんどの方が何が原因か分からないような状況でございました。地震とか台風でいろいろこれからも災害が心配されておりますので、今部長が言われましたように、こういったときは広報車を巡回させて素早く対応していただきたいと思います。今後のために 1 つ勉強したということですのでよろしくお願いいたします。

それでは、この項の質問を終わります。

3点目の質問に移ります。

G I G Aスクール構想についてということで質問させていただきます。

G I G Aスクール構想とは、2019年に開始された全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターの貸与と高速ネットワークを整備し、I C T教育を進める文科省の取組ということでございます。

2019年当時、小・中学校のI C T環境整備は遅れており、小・中学校の授業でのI C T活用時間はO E C D加盟国、経済協力開発機構のことでございますが、世界の先進国38か国の中で最下位だったようでございます。コロナ感染症の拡大もあり、文部科学省は前倒しで小・中学校へのパソコン、タブレットの1人1台貸与を進めました。

そこで質問でございます。

コロナ禍ではありますが、I C T教育は小・中学生にどのように活用され、進化しているのか、現状と将来の方向性はどうか、また情報化教育の問題点やデメリットはどうか、教育長にお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 吉田議員の一般質問の3問目、G I G Aスクール構想についての1点目、コロナ禍ではあるが、I C T教育は小・中学生にどのように活用され進化しているのか、また現状と将来の方向性について答弁させていただきます。

G I G Aスクール構想により、児童・生徒全員に1人1台のタブレットを配付し、電子黒板機能付プロジェクターや無線アクセスポイントなど周辺機器の充実を図ることにより、I C T機器が文房具として活用できるような教育環境になってきております。1人1台タブレットとなったことにより、いつでも自分のタブレットを使い、情報を得たり、考えをまとめたり、プログラミングについて学んだりできるようになりました。また、様々なアプリを活用して児童・生徒同士が意見の交流を行ったり、オンライン機能を活用して家庭や他校、外国ともつながったりすることが可能となりました。コロナ禍におきましても、学級閉鎖や自宅待機の児童がオンラインで授業に参加することもでき、とても役立ちました。さらに、本市ではI C T支援員を配置し、タブレットの故障等の対応や教職員への授業支援、また様々な研修に取り組んでおります。

情報化のデメリットにつきましても、視力低下などの健康面での配慮や、児童・生徒がたくさん情報に触れることから誤った情報を信じてしまう可能性があることや、SNS等を使った様々な被害に遭う可能性があることが挙げられます。このような問題に対し

て、各小・中学校では、健康面での配慮については使い方の決まりを守ることを保護者と子どもで共通理解を図る取組などを進めております。また、外部講師を招き、様々な情報を正しく判断する力やSNSによる被害に遭わない力をつけていく講演を聞くなど、情報モラルを身につける学習も行っております。

将来の方向性といたしましては、各教科におけるICT活用の一層の効果的な活用を追求するとともに、不登校など、より特別な支援が必要な児童・生徒に対するきめ細やかな支援にも活用を考えております。

このように、児童・生徒一人一人の情報モラルや情報活用能力を高めていくとともに、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。

小・中学生一人一人にタブレットが行き渡りまして、ちょうどコロナ禍でございましたので、学級閉鎖が各学校順番に当たるのかなというぐらいあちこちの小学校、中学校で続きました。そのときに家庭でのオンライン授業ができたというのが、これ、非常に大きいなと思いました。タブレット端末がないとこう言ったこともできなかったんでございますが、このIT機器のおかげでコロナ禍を何とか乗り切ったんじゃないかなと思って感心しております。今後ひとつ活用を大いにやっていただきたいと思います。

あと、小学校の授業を見る機会もございました。4年生、5年生、6年生には電子黒板が設置されておりまして、授業に活用されているのを見ました。今各教室にはテレビ画面がありまして、パソコンから図面なり言葉を表現するようになっておるんでございますが、私どもが後ろから見ていると、やっぱりテレビ画面はどうしても字が小さくなる、図形も小さくなって読みづらいついていうところがございます。小学校の高学年のクラスは電子黒板を利用しておりますので、少々視力が落ちておっても十分理解できるような大画面で投影されておりますので、これはいいなと思いました。まだ低学年に電子黒板が設置されていませんでしたので、どうなるのかな、今年ぐらいにつくのかなと思って今回質問しました。

そこで、小学校低学年の電子黒板の設置予定はどのようになっておりますか、担当部長にお伺いいたします。



○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 吉田議員の一般質問の3問目、G I G Aスクール構想についての再問、小学校低学年の電子黒板の設置予定について答弁させていただきます。

電子黒板機能付プロジェクターにつきましては、本市では昨年度から年次的に小・中学校に設置を進めております。初年度となる令和3年度は、小学校の4年から6年までの教室に32台、2年目の令和4年度は中学校1年から3年までの教室に28台を設置いたしました。令和5年度につきましては、残る小学校の1年から3年までの教室に31台を設置予定としており、必要な予算については令和5年度当初予算（案）に盛り込み、今定例会に提案させていただいているところでございます。これによりまして、阿波市内の全小・中学校に設置が完了することとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。

今年小学校低学年にも電子黒板が設置されるということで、これで当面G I G Aスクール構想のハード面の整備は完了すると思いますが、今後は先生方のスキルアップに努力され、ICT教育を発展させていただくように期待いたしております。

以上で質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで16番吉田稔君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時28分 休憩

午後2時32分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番野口加代子さんの一般質問を許可いたします。

3番野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 議席番号3番野口加代子、前回は9月に一般質問をさせていただきました。それから半年が過ぎました。今回2回目の一般質問をします。

質問は今回1つだけです。

大規模災害時における対応について、（1）災害時におけるアエルワの役割について教えてください。そして、（2）避難所におけるトイレ使用について。これは9月の一

般質問に引き続き、再度質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

本題に入る前に少し時間をください。私はこの1年間でたくさんの方に出会いました。前市長、副市長をはじめ執行部の皆様、市議会議員の皆様とたくさんの方々との出会い、交流に感謝の日々を過ごしてきました。温かい言葉、優しい目と温かいお人柄をかいま見ることができました。たくさん助けていただきました。ありがとうございます。阿波市はこれから大きな山を幾つも乗り越えなくてははいけません。より一層のマンパワーで阿波市がよりよくなるよう私たち議員も頑張りますので、市政のかじ取りをこれからもよろしくお願いいたします。

阿波市はとても自然豊かです。きれいな市庁舎と交流防災拠点施設アエルワは阿波市の宝です。季節折々にあちらこちらできれいな花が咲きます。その陰にはボランティア活動に尽力している方々があります。花に限らず、きれいな環境の陰にはありがたい方々の存在があります。ごみの放置やポイ捨てはもってのほかです。だから、マナー違反をする方がいなくなることを願います。また、ボランティア活動の輪が広がることも願います。

議員になってうれしかったことが幾つかあります。その一つとして、トイレ環境が改善してきていること。市場コミュニティセンターの和式トイレが全て洋式トイレに改修されていました。しかし、老朽化のためか現在エアコンが故障中です。暑くなるまでにはよろしくお願いいたします。また、うれしかったこととして、コロナ禍にて数年間中止を余儀なくされていたイベントの再開です。かわいい子どもたちが楽しんでいる姿はいいものですね。

昨年から5月1日が土柱の日となりました。先月、地域活性化特別委員会のメンバーで土柱の視察に行き、問題点を共有しました。昨年の秋、10月10日、阿波市庁舎北側の市場センターパークで初めて観光協会による県の補助金を受けての食のマルシェが開催されました。駐車場は満杯、大勢の人がにぎわっていました。先日確認すると、県の補助金は今のところはもらえないそうですが、今年も開催してくれるようです。

直近の3月5日、青空の下で阿波シティマラソンが開催され、ランナー646名の方が参加、そのほかの来場者の方々も会場で用意されていた催し、アエルワ内のフルーツトマトを食べたり、トマトスープを飲んだり、イチゴあめは子どもたちに大人気でした。阿波市観光協会の職員、野菜ソムリエの方々も大活躍しての1日でした。これからも市民が楽しめる催しが増えることを望みます。

前置きが大変長くなってしまいました。ただいまより一般質問をさせていただきます。

大規模災害時における対応について、（１）として、災害時におけるアエルワの役割について。

平時は指定管理者による管理でいろいろな催しで市民サービスを実施中のアエルワですが、大規模災害が起こった場合、どのような運用方式に変更となり、人々に支援を行う施設となるのか答弁を求めます。

○議長（笠井一司君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 野口議員の一般質問、大規模災害時における対応についての１点目、災害時におけるアエルワの役割について答弁させていただきます。

阿波市交流防災拠点施設アエルワにつきましては、国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画及び徳島県広域防災活動計画において、広域物資輸送拠点の一つとして位置づけられております。この広域物資輸送拠点は県内に６か所あり、市町村が管理する施設はアエルワのみであり、南海トラフ巨大地震のような大規模災害発生時に国などから供給されるプッシュ型支援物資を受け入れ一時保管し、県内の市町村の物資輸送拠点へ送り出すための１次拠点となります。さらに、アエルワは阿波市内指定避難所３３か所及び福祉避難所１１か所へ物資を配送する２次拠点も兼ねております。

アエルワの１階部分のホールとホワイエにつきましては、支援物資の集積所と仕分作業場として使用することとしております。また、そのほかの部屋につきましても、自衛隊をはじめとする防災関係機関や災害ボランティアの活動拠点に使用することとなっており、施設全体を災害支援の拠点施設として活用することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 野口加代子さん。

○３番（野口加代子さん） 吉川危機管理局長、答弁ありがとうございました。

アエルワは、南海トラフ巨大地震のような大規模災害発生時には、国等から救援物資の一時保管、そして広域物資輸送拠点の１次拠点となる。さらに、阿波市内指定避難所３３か所及び福祉避難所１１か所へ物資を配送する２次拠点も兼ねる。幾つかある部屋は、災害ボランティアの活動拠点になる。施設全体が災害支援の拠点施設としての活用となるですね。

私がこの質問をしたのには訳があります。アエルワに行けば何かしらの支援が受けられると思っている方がいるからです。常日頃、私たちはアエルワ、アエルワと言っていますが、正式には阿波市交流防災拠点施設アエルワという名称を持っています。この交流防災

というのが私の頭には残ってしまっていて、自分に私自身都合よく勘違いをしていた経緯があります。災害時の医療提供場所をアエルワ内に確保してほしいと、頭の中であれこれと自分勝手に想像していました。昨年の夏頃、大規模災害時は支援物資保管等の施設だよと聞きました。医療提供場所の確保案の消失にショックを受けた自分がいました。自分のこのような勘違いを話したところ、私が話した方はほとんどの方が知りませんでした。ある方は、お孫さんに災害時に困ったらアエルワに行くように言っているとのことでした。先月は、他の市町村の方から災害時はアエルワで過ごせれていいですねと言われてしまいました。

今、阿波市はLINEが充実をしまして、先日私はLINEを開きましたら防災マップがありました。そういう防災マップとか、手軽に見える情報を得ることはすごくありがたいです。今後、備蓄品のチェックも定期的にLINE上で確認したいです。広報あわに適宜載せてくれていますけど、それもいいのですが、LINE上でも見れたらいいかなと思います。広報あわ、LINE、ACN、これからいろいろな情報発信を充実させてほしいです。

防災・減災は、ほとんどの住民に災害、被災の経験がない中での対策なので、知識と情報が重要です。これらを信頼をもって伝えることができるのは行政しかありません。自助、共助が強調される防災・減災対策とあっては、行政が情報を広く、分かりやすく広報、繰り返し、繰り返し周知することが必要です。まずは、避難所に行かなくても生活できるように自らの身は自ら守る自助のパワーアップ、自分たちの地域は自分たちで守る共助のパワーアップを進めていく必要もありますね。

防災・減災は、その準備から緊急時の対応まで正常性バイアスが邪魔するので、しつこいぐらい啓発が必要と認識すべきとのことです。正常性バイアスとは、心理学用語で自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう人の特性のことです。自然災害などといった自分にとって何らかの被害が予想される状況下にあっても、都合の悪い情報を無視したり、自分は大丈夫、今回は大丈夫、まだまだ大丈夫などと過小評価してしまい、逃げ遅れの原因となることもあります。今後も、しつこく、粘り強く、自助、共助の啓発もよろしくお願いします。私自身もいろんな観点から知識を深め、前に進んでいこうと思います。

次の質問に移ります。

大規模災害時における対応についての再問（２）として、避難所におけるトイレ使用に

ついて、安全対策、衛生対策、要配慮者対策の答弁を求めます。

○議長（笠井一司君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 野口議員の一般質問、大規模災害時における対応についての再問、避難所におけるトイレ使用について答弁させていただきます。

大規模災害発生時の市内避難所につきましては、指定避難所33か所と福祉避難所11か所の合計44か所を指定しております。

指定避難所では、停電や断水した場合でもトイレが使用できるようトイレ処理セット9万2,500セットを備蓄しております。使用方法については、既設の洋式便器にトイレ処理セットの袋をかぶせ使用していただくこととしております。

議員ご質問の指定避難所におけるトイレ使用時の安全対策や衛生対策、要配慮者対策につきましては、阿波市災害時快適トイレ計画により、トイレの確保や設置方法、使用上のルールや衛生対策等を取り決めています。まず、安全対策として、指定避難所のトイレは男女別で設置されており、既設のトイレを利用することでプライバシーの確保が図られると考えております。次に、衛生対策と要配慮者対策としては、避難所運営マニュアルや災害用トイレの確保・管理チェックシートを活用し、衛生環境の維持に努めるとともに、災害時要配慮者が優先して使用できるトイレを確保することとしております。

今後におきましても、災害時におけるトイレの使用をはじめ、円滑な避難所運営の体制が構築できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 吉川危機管理局長、答弁ありがとうございました。

日本には春夏秋冬の四季があり、災害発生は四季を選んでくれません。2011年3月11日に東日本大震災が発生しました。あと2日で発生から12年を迎えます。雪が舞う寒さの中での生活状況、心が痛みました。東日本大震災でのトイレ衛生事情は深刻なものだったようです。さきの阪神大震災の教訓が生かされていなかったとのこと。

先月の6日、トルコ・シリア大地震が起きています。多数の国民が死傷し、家を失っています。不自由な避難生活を寒さに耐えながら頑張っている生活しています。トイレ状況が劣悪な環境となっていないことを願います。

災害時のトイレ衛生は、人が力を合わせ、可能な限りトイレの衛生は守ってほしいです。誰もが見たくない光景の一つを挙げれば、不衛生なトイレ環境だと思います。災害時

には、ほぼ水洗トイレが使えません。我先にトイレに駆け込んで、水が流れないのに使用してしまったらどうなりますか。その上に袋をかけますか。その後は大変なことになります。夏場なら数時間で臭いに悩まされることでしょう。

もし、私たちが被災したら、準備していただいている既存の洋式便器にトイレ処理セットの袋をかぶせて使用、そしてその資材を数限りがありますので大切にします。今後そんな具体的にイメージできるように進めていってほしいです。

公共トイレはあちこちにあります。管理、修復が不十分なトイレがあるのが現状だと思います。災害に限らず公共のトイレも大切にします、そのようなことも住民みんなと一緒に考えていく必要があるのかもしれない。

最後に、阿波市民憲章を言いたいと思います。

1つ目、気持ちのよいあいさつをし、笑顔いっぱいのまちづくり。自然や公共物を大切にして、清潔で美しいまちづくり、3つ目、だれにも親切にし、優しさのあふれるまちづくり。4つ目、元気いっぱいに仕事に励み、人が輝くまちづくり。5つ目、趣味や特技を磨き教養を深め、心豊かな文化のまちづくり。これからも阿波市民憲章を大切にしたいまちづくりを皆さんと共に進めていきたいです。

これで私の一般質問を終わります。これからも、今まで同様の温かいご指導をよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで3番野口加代子さんの一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時52分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

12番中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 議席番号12番中野厚志、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

最初は、生活保護について。

急激な物価上昇は、年金生活者や生活保護世帯の生存権を脅かしています。これ以上何を節約したらいいの。食料を買うお金がないので貸してほしい。食事も我慢、ミカンやコ

ーヒーもしばらく食べたり飲んだりしていない。こんな悲痛な声が聞こえてきます。そういう声に出さなくても、光熱費を節約するために一日中ショッピングセンターで過ごしている、そういう生活保護を受けている人の姿も見られます。日本という国は、憲法25条に明記されている健康で文化的な最低限度の生活が保障されているのかと疑問に思います。武器や弾薬を買う金があったら、命や暮らしを守るためにお金を使ってほしい。

2022年8月の厚生労働省発表の資料によると、都道府県生活保護率ランキングで徳島県は1.76%、全国8位という結果です。ちなみに、1位は沖縄県の2.24%です。阿波市の場合は、県平均と比較してどうでしょうか。また、令和元年の12月議会で生活扶助給付対象の世帯類型別世帯数については質問して聞いてはいますが、それから変化はあったのか知りたいので答弁ください。

続けて、この生活保護費については2013年から引下げが行われ続けています。本来ならば、物価上昇に合わせて保護費を上げるのが普通ですが、物価上昇して保護費が上がらなければ実質は減額と同じです。これが本当に憲法25条が保障する生活たり得るかと思えます。少しでも多く給付されればゆとりある生活ができます。

2番目の質問は、阿波市では冬季加算が適用されているのか、また母子加算、障害者加算等、どんな加算が適用され給付されているのか、2問続けてお答えください。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 中野議員の一般質問1問目、生活保護について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目のご質問、本市の令和3年度の生活保護率と生活保護費給付対象の世帯類型別世帯数と直近3年の推移についてでございますが、まず生活保護率につきましては、令和3年度は1.41%となっており、先ほども議員からありましたように、徳島県平均の1.76%を下回っております。また、直近の推移といたしましては、同様な生活保護率となっております。

次に、生活保護世帯は、65歳以上の世帯、もしくはこれに18歳未満を加えた高齢者世帯、18歳以上65歳未満の女性と18歳未満の子どもさんで構成された母子家庭世帯、世帯主が障害者加算を受けている世帯、または世帯主の身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない障害者世帯、世帯主が入院や在宅患者加算を受けている、または傷病のため働けない傷病者世帯、これらのいずれにも該当しないその他の世帯の5つの世帯に分類されており、生活保護費給付対象の世帯類型別世帯数につきましては、令和元年

度は、高齢者世帯数が224世帯、母子家庭世帯が13世帯、障害者世帯が30世帯、傷病者世帯が52世帯、その他の世帯が68世帯で合計で387世帯、令和2年度につきましては、高齢者世帯数が223世帯、母子家庭世帯が9世帯、障害者世帯が35世帯、傷病者世帯が59世帯、その他の世帯が68世帯で合計では394世帯、令和3年度につきましては、高齢者世帯数が226世帯、母子家庭世帯が11世帯、障害者世帯が31世帯、傷病者世帯が53世帯、その他の世帯が57世帯で合計では378世帯となっており、直近3年の推移といたしましては同程度の状況となっております。

次に、2点目のご質問、阿波市では冬季加算が適用されているのか、また母子加算、障害者加算等、どんな加算が適用され給付されているのかについてでございますが、生活保護制度における冬季加算とは、冬季における光熱費の増加に対するものとして11月から3月までの5か月間、生活扶助基準に上乗せして支給するものであり、基本的には養護老人ホームに入所されている方以外に支給をされております。

加えて、生活保護における各種加算には、母子加算や障害者加算のほかに妊産婦加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、児童養育加算、介護保険料加算などがあり、該当する方に適用され給付をしております。

今後におきましても、適切に給付できるよう着実に支給をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

最初の答弁で、数字的に見ると平成28年の384世帯からの6年間はプラス・マイナス10以内にとどまり、大きな変化はないことが分かりました。大体380世帯ぐらいの数があるということだけ分かりました。

2番目の冬季加算ですけども、これは冬期における光熱費の増加に対するものとして11月から3月までの5か月間、生活扶助基準に上乗せして支給するもの。母子加算、障害者加算のほかに妊産婦加算、介護施設入所加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、児童養育加算、介護保険料加算があつて、そういうので適用されていることが分かりました。

この冬季加算について、お隣の高知県では厳しい意見がありまして、南国土佐の高知に何で冬季加算が要るんだと非常に冷酷で冷たい意見がありました。しかし、それに対して、南国でも冬になれば寒くなるんですから、暖房費とかそういうものは要るということ



で、お隣の高知県高知市ではこの冬から冬季加算プラス特別基準の適用が実施されることになりました。高知市ではもともと11月から3月まで冬季加算が設けられていますが、これに加え2015年度に国からの通知によって傷病や障害などの理由で外出が困難な人がいる世帯に通常額の1.3倍になる冬季加算特別基準を適用することが制度化されました。高知市の冬季加算の通常額は、月額で1人世帯が2,630円、2人世帯は3,730円、3人世帯は4,240円、4人世帯は4,580円ですが、特別基準が適用されるとこの額の1.3倍になります。阿波市についても次の機会にぜひ質問したいと思っています。

それと、車の利用です。生活保護家庭の車の利用は、国は原則車の保有は認めていませんが、障害者の通院時の利用など限定的に認めています。地方では車がないと生活できません。特に難病を抱えた障害者にとって、徳島市内の大きな病院への通院は不可欠です。本市にも該当者がいます。ぜひ検討をお願いします。

もう一つ、昨年10月の徳島新聞の記事の見出しでこういうのがありました。生活保護、大学進学認めて。大学進学はぜいたくですか。生活保護世帯で大学進学をする場合、子は生活保護の対象から外れ、自力で資金を得なければなりません。こうした運用の変更を生活保護世帯で育った国立大生のAさんは訴えています。厚生労働省で5年に1度の生活保障費の見直しに向けた議論が進む中、インターネットなどを通じて署名を集め、同省に提出する予定です。

国の調査によると、大学や専門学校などへの進学率は全世帯平均で8割を超える一方、生活保護世帯では依然4割にとどまっています。大学や専門学校への進学は、もはやぜいたくではない。普通にさえ届かない世の中でいいのかと弁護士も訴えています。

人権を尊重すべき行政の課題はたくさんあります。前向きに取り組んでいただけてと思っています。

次の質問に行きます。

鳥獣被害について。

山の手入れが行き届かなくなったため鳥獣の食料が不足し、平野部に下りてきた、それが原因でしょうが、国土の70%を山間部が占めるこの日本で林業がなぜ衰退したのでしょうか。一番の大きな原因は、昭和26年、丸太関税撤廃、昭和39年に政府が木材貿易完全自由化に踏み切ったことです。それまで、国内では戦後の木材不足を心配してたくさんの植林が行われました。しかし、成長しても使われず、現在では杉の木の花粉症という副

産物まであります。国民や国の将来を考えず、輸入産業での金もうけしか考えなかった当時の政府と財界の責任だと私は考えています。

それを念頭に置いて質問します。

過去2年間のイノシシ、鹿、猿、カラスによる農作物の被害状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 中野議員の一般質問の2問目、鳥獣被害についての1点目、過去2年間の農作物の被害状況はどうなっているのかについて答弁をさせていただきます。

近年、イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害が全国的で深刻化しており、本市においても、とりわけ中山間地域を中心とした農作物への被害に危惧しているところでございます。

農林水産省が取りまとめた令和3年度の全国の野生鳥獣による農作物への被害は、面積で約3万3,300ヘクタール、金額で約155億円、そのうちイノシシ、鹿、猿、カラスに限定しますと面積で約2万8,600ヘクタール、金額で約121億円となっております。

議員ご質問の過去2年間の農作物の被害状況につきましては、令和2年度が面積で2,48ヘクタール、被害金額は458万円、令和3年度が面積で1,29ヘクタール、被害金額は116万円となっております、主にイノシシによる水稻の踏み荒らしや鹿、猿などによる野菜類の食害でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 被害金額等を聞きますと、農家の方の生活にとって切実な問題だなと感じます。今から数十年前に決められた政策で結局地方がひどい目に遭う。許されないことです。田舎は都会を支えているのに犠牲になっていると発言した人がいました。まさにそのとおりです。しかし、対策は取らなくてはいけない。

そこで質問します。

各鳥獣の被害に対してどのような対応、対策を取っているのか、また令和3年度の捕獲実績はいかがなものでしょうか、答弁願います。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 中野議員の一般質問の2問目、鳥獣被害についての再問、各鳥獣被害に対してどのような対応、対策を取っているのか、また令和3年度の捕獲実績はについて答弁をさせていただきます。

まず、各鳥獣被害に対してどのような対応、対策を取っているのかでございますが、本市では鳥獣等による農作物被害発生の連絡を受けた場合は、市担当者と駆除業務を委託しております阿波市猟友会の会員の方とともに被害圃場を確認し、イノシシや鹿などによる被害であれば状況に応じて箱わなやくくりわな、囲いわなを設置し、駆除に努めています。また、被害が広範囲である場合には、県や農協、猟友会等で構成している阿波市有害鳥獣捕獲対策協議会が国の補助金を活用し、ワイヤーメッシュなどの現物支給を行い、被害地域において集落ぐるみでの防除対策を実施していただいております。そのほか、捕獲が難しいとされているカラスなどの鳥類や猿につきましては音による追い払いを実施しており、動物駆逐用花火、ロケット花火や爆竹などを随時無償で配布しております。

次に、令和3年度の捕獲実績についてでございますが、阿波市猟友会の皆様のご協力によりましてイノシシが448頭、鹿が149頭、猿が42頭、カラスを422羽捕獲しており、本年度におきましても2月末現在でイノシシが614頭、鹿が227頭、猿が114頭、カラスを280羽捕獲しており、昨年度を大幅に上回る捕獲実績となっております。

今後も阿波市猟友会と連携を図り、継続して効果的な鳥獣被害対策を行うことにより、農作物の被害軽減に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

鳥獣被害の対策は涙ぐましい努力がされていると感じました。また、鳥獣の捕獲実績を聞いて、その数の多さにびっくりするとともに、猟友会の方の役割の重大さを感じます。

持続可能な社会を築いていくのには、人間が自然との共生をしていかななくてはならない。私たちは自然に生かされていることを忘れてはならない。自然の循環機能や良好な関係を切ってしまう人間社会の行為は許されるものではないと感じます。私が子どもの頃、家の近くに森がありましたが、夏は草がぼうぼう生えて遊ぶどころではありませんでしたが、秋口になるとその管理者のおじいさんがいつも草を全部丁寧に刈ってくれる。それをいつも楽しみにしていました。草を刈ってくれた後、そこを走り回れるという、子ども

心にすごく喜びを感じていました。また、漁師さんは漁業のために山へ植樹に行く。歴史的なことなんです、ナイル川の洪水を防ぐため、ダムを建設したら河口でイワシが全く取れなくなった。海の栄養は山や川の働きがあってこそ、人間は自然を愛する心を持つ必要があると痛感しています。

続いて、3番目の学力・学習状況調査について質問します。

このことについては、令和3年第4回に続き2回目の質問です。

一応教育現場で働いてきた私にとって、こういう学力テスト、今は学力・学習状況調査は本当に必要なのかと思っています。終戦後、先進国に追いつくための教育水準を上げるためか、テストでの競争が過激でした。私の通った中学では、実力テストの上位50名の名前が貼り出されていました。完全な差別教育です。教科の成績があたかも人間の評価で、教育基本法で示された人格の完成を目指す教育とはかけ離れていました。かつては学テ反対運動までありました。今でもこのテストは学年単発、学校経営がスタートしたばかりの4月に実施、批判の多い行事です。

そこで質問します。

学力・学習状況調査の現在の状況についてどうなっているのか、お答えください。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 中野議員の一般質問の3問目、学力・学習状況調査についての1点目、学力・学習状況調査の現在の状況についてどうなっているのかについて答弁させていただきます。

文部科学省の実施要領では、全国学力・学習状況調査の目的として、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への教育指導への充実や学習状況の改善等に役立てるとあります。

調査の対象といたしましては、小学校6年生の児童、中学校3年の生徒となっております。調査事項といたしましては、教科による調査は小学校は国語及び算数、3年に1度理科、また中学校は国語、数学及び英語となっております。質問紙調査では、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関するものとなっております。

令和5年4月18日に実施する調査からは、中学校の英語のうち、話すことに関する調査でICT端末を活用し、オンラインの音声録音方式での実施となります。また、小学校の質問紙調査においても、希望する学校はICT端末を活用しての実施となっております。

す。今後においては、さらに I C T 端末を活用した調査になると考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 以前と比べ教科数も増えたり、I C T 端末の活用予定があります。根本的に違うのは、学習状況調査で生活の諸側面等を調査することです。子どもたちを取り巻く状況を知って教育を進めることは必要な条件だと思います。その点は評価されると思います。しかし、学力調査の結果は、実施したことを忘れかけた頃の約3か月後にやってきます。

そこで質問します。

実施後3か月後に送られてくる結果が個々の子どもの学力向上につながるのでしょうか、お答えください。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 中野議員の一般質問の3問目の再問、実施後3か月後に送られてくる結果が個々の子どもの学力向上につながるのかについて答弁させていただきます。

各学校では、市、県の教育委員会との連携を図り、それぞれの学校の結果をしっかりと分析し、児童・生徒の学力向上のための授業改善や個々の児童・生徒への適切な対応について研修の機会を持つなど、全教職員で取り組んでおります。

また、学力・学習状況調査を受けた児童・生徒に対して、教科ごとの解答状況等を記載した個人票が配付され、自分の課題を確認できるようになっております。この個別の結果は、保護者との懇談でも活用して、家庭学習の充実等を話し合い、学力向上に役立てております。

市教育委員会といたしましても、市内各小・中学校の学力や学習状況調査の結果を考察し、市全体としての取組方針を校長会等を通じて指示連絡するとともに、保護者、地域の方々への家庭学習の充実や、基本的な生活習慣の確立に向けての手引をホームページに公開するなど、児童・生徒の学力向上に役立てております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 教科の回答状況を記載した個人票が配付され、自分の課題を確認できる。個別の結果は保護者との懇談でも活用して、家庭学習の充実の話し合いに役立てられると、義務教育は基礎を身につけるという観点からすればいい方向のように思いま

す。しかし、子どもを取り巻く状況は多岐にわたり難しい。現に不登校生も生まれています。学力向上以前に解決すべき問題もあり、現場の苦労も分かります。

最近教育の話題で印象深かったのは、ちょっとピント外れな私の感想かもしれませんが、映画ビリギャルです。能力は努力次第で伸ばせるというグロースマインドセット、教育における心理学分野の重要性を強力にアピールした感じが私にはありました。主人公のモデルとなった小林さやかさんの自分次第で世界は広がっていくという言葉、そう言える人間を育てるよき指導者として現場の先生方には頑張ってもらいたいと思います。

次の質問に行きます。

#### 4、保育士の配置基準について。

最近、園児を送迎バスに置き忘れたとか、園児に対する虐待行為等の事件が起きています。そこで保育士の配置基準は一体どうなっているのかと思い調べたところ、1、2歳児は6人に職員1人、56年前、1967年に定められ、4、5歳児は30人に職員1人、75年前、1948年に定められました。70年以上も変わってない。国は、70年以上もその実態が変わってないと思っているのでしょうか。驚きとともにあきれました。今の配置基準では、命と安全を守ることはできないという現場の保育士の声が各地で上がっています。

そこで質問します。

国の保育士配置基準と本市の保育士配置基準との実態についてお答えください。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 中野議員の一般質問の4問目、保育士の配置基準についての1点目、国の保育士配置基準と本市の保育士配置基準と実態についてのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、国の保育士配置基準につきましては、平成26年に内閣府、文部科学省、厚生労働省令幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準において示されております。このうち、教育、保育に直接従事する職員につきましては、園児の年齢区分によって職員数が定められており、満1歳未満の園児につきましてはおおむね3人につき職員1人、満1歳以上満3歳未満の園児につきましてはおおむね6人につき職員が1人、満3歳以上満4歳未満の園児につきましてはおおむね20人につき職員1人、また満4歳以上の園児につきましてはおおむね30人につき職員1人となっております。また、国の配置基準では園長の配置義務のほか、学級ごとに専任の担当保育教諭を配置する

こと等が定められております。

本市におきましては、配慮が必要な園児には適宜職員を追加配置するなど、全ての認定こども園において国の配置基準以上の職員を配置しております。なお、本市独自の配置基準については定めておりません。また、保育教諭が本来の教育、保育業務に専念できるよう、昼食の準備や片づけなどの周辺業務を行う保育補助員を本市独自に配置することで、一人一人の子どもと丁寧に関わることができ、さらには保育教諭の負担軽減にもつながっております。

今後におきましても、それぞれの子どもの個性や特性を理解、尊重し、子どもの育ちや発達の段階に沿った教育、保育が実施できるよう、引き続き適切な職員配置に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

国の配置基準以上の職員を配置していること、それから周辺業務を行う保育補助員を配置している。これはとてもすばらしいことだと思います。

実は、二、三日前の新聞に吉野川市議会の質問、答弁なんですが、記事に載っております、同じ我が党の岡田光男議員が3、4歳児が20人に1人でやっつけられるのかという質問をしたのに対して、吉野川市の行政側は、新聞記事に書いてあるんですが、うちは20人対1じゃなくて15人に1人にしている。5人減らしとると。そういう答弁だったんですけども、それを考えると阿波市のほうはすばらしいと思います。実際11月に市内のこども園を訪問する機会がありました。ゼロ歳児は子ども3人に職員1人ですが、ちゃんとゼロ歳児3人に対して2人の職員がついておりました。それに、ほかの年齢も子どもに対して必ず3人ずつ職員がついておりました。ちゃんとよく目が届くのではないかと感じました。よかったですと思います。

国の基準は低いんですが、ちなみにほかの国の制度を見ると、イギリスは公立保育所が年齢により園児と職員が1対1から1対6というふうに決められています。私立保育所でも3歳児から5歳児が8対1、ニュージーランドでも2歳児以上で10対1。各国と比較してみても、日本の30対1は、先ほどもちょっと出ましたけども、OECD、経済協力開発機構調査地域で最下位であり、あまりに低次元過ぎます。国はぜひ改善してほしいと思っています。

続きまして、5番のポイ捨ての未然防止について質問します。

ポイ捨てに関する質問は今回で3回目です。罰金を科しても、現場を押さえなかったら意味がない。マナーの問題が大きいのでしょうか。車、自転車、歩行者、たばこを吸う人のマナーの問題になるのでしょうか。たばこの吸い殻も多いんですけども、ビニールやプラごみが環境に、また私たち人間の体に悪影響を与えることを理解できていないのでしょうか。お金の問題ではないと言えるところがありますが、ごみ袋が支給されたらポイ捨てせずにごみ袋でごみを出してくれるのではないかというかすかな期待を込めた質問をします。

でも、実際私もウォーキングしてるんですが、前日にウォーキングしてたばこの吸い殻等は全部拾ったところを次の日に行ったらまた同じように散らかってる。本当に日本人のマナーが悪いというか、道路はごみ箱ではないと大きい声で訴えたいですが、先ほど言いましたようにかすかな期待を込めて質問をします。

ポイ捨ての未然防止のため、各家庭にごみ袋を年間で二、三袋配布してはどうか、お答えください。

○議長（笠井一司君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 中野議員の一般質問の5問目、ポイ捨ての未然防止についての1点目、ポイ捨ての未然防止のため、各家庭にごみ袋、大10枚入りを年間で二、三袋配布してはどうかについて答弁をさせていただきます。

阿波市内の道路脇などでは、ペットボトルや空き缶、中には幾つかのごみの入ったビニール袋などのポイ捨てされたごみが見受けられます。これらポイ捨てされたごみのほとんどは誰が捨てたのか分からないもので、放置しておくことさらなるポイ捨てにつながるから、道路や河川の管理者などと連携して回収を行っております。

また、平成30年度より市議会議員や地域の皆様、市職員によります美化清掃ボランティアを土成町、吉野町、阿波町、市場町の順に実施をしてまいりました。本年度は土成町で実施し、道路脇に捨てられたごみを回収するとともに、その様子をケーブルテレビや広報紙により発信をすることでポイ捨て防止の啓発を行っております。加えて、地域のボランティア団体の皆様のごみ拾いをされる際には、ごみ袋の無償提供と収集されたごみの回収を行っております。

議員ご提案のごみ袋の配布につきましては、配布がポイ捨ての解消につながる効果として見込めるものなのか、配布に伴う事務や経費の増大に見合うものかなどを実施に当たっ



ては十分検証する必要があると考えております。このことから、まずはポイ捨て防止の啓発を中心に対策を講じながらより効果的な取組を検討し、ポイ捨てのないまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

日本に来る外国人の観光客が日本に観光に来る理由として、街がきれいだからと答えた人がいました。意外でした。私は、日本よりヨーロッパの国々のほうがきれいだと思っていたので。

話は替わりますが、フィリピンには世界第4のリゾート地のボラカイ島があります。三、四キロある遠浅の白い砂浜が魅力です。観光シーズンには朝の8時から夜の10時まで観光客でいっぱいです。当然ごみだらけになります。しかし、夜が明けて多くの人が海岸を一斉に掃除しています。街がきれいになるのは掃除する人がいるからだと思いました。阿波市の街をきれいにしなくては、そういう人材をたくさん育てていきましょう。

以上で質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで12番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、13日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時54分 散会